

# 平成22年 第1回定例会

## 教育警察常任委員会

ページ

### I 議案補充説明

議案第28号 「公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案」 .....	1
議案第29号 「三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案」 .....	3

### II 所管事項説明

1 「次期教育振興ビジョン（仮称）」の審議経過について.....	4
2 第二期三重県教育委員会特定事業主行動計画「子育て支援アクションプラン」について.....	17
3 「飯野高等学校定時制課程の新設」について.....	22
4 「学校非公式サイト対策推進事業」のまとめと今後の課題について.....	25
5 平成21年度包括外部監査結果（教育委員会関係）に対する対応方針について....	27
6 平成20年度包括外部監査結果（教育委員会関係）に対する対応結果について....	43
7 審議会等の審議状況について.....	47

平成22年3月15日

教育委員会

## 議案第28号 「公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案」

### 1 改正理由

平成22年度における公立学校の児童生徒数の増減による教職員定数の変動等に伴い、公立学校職員の定数の改正を行うものです。

### 2 改正内容

#### (1) 平成22年度の児童生徒数

平成21年度に比べ、全体で約1,840人の減となる見込み

小学校：約1,350人減 中学校：約520人減

高等学校：増減なし 特別支援学校：約30人増

#### (2) 国で定める定数（法定数）

児童生徒数の増減及び国の次期教職員定数改善計画の見送り等から、全体で40人の減

小学校：71人減 中学校：21人増

高等学校：1人増 特別支援学校：9人増

#### (3) 県単定数

少人数教育の充実のため、定数を小学校において35人から40人に、中学校においても8人から12人に増員しましたが、充指導主事等の見直しにより、全体で24人の減

小学校：11人減 中学校：12人減

高等学校：1人減 特別支援学校：増減なし

以上のことから、平成22年度の三重県の教職員定数は、下表のとおり平成21年度に比べ、64人の減少で、合計で15,923人となります。

#### 〔教職員定数（条例定数）の内訳〕

	平成22年度			平成21年度			増 減		
	法定数	県単定数	条例定数	法定数	県単定数	条例定数	法定数	県単定数	条例定数
小学校	7,101	78	7,179	7,172	89	7,261	△ 71	△ 11	△ 82
中学校	3,831	70	3,901	3,810	82	3,892	+ 21	△ 12	+ 9
高等学校	3,569	182	3,751	3,568	183	3,751	+ 1	△ 1	± 0
特別支援学校	1,022	70	1,092	1,013	70	1,083	+ 9	± 0	+ 9
合 計	15,523	400	15,923	15,563	424	15,987	△ 40	△ 24	△ 64

### 3 施行期日

平成22年4月1日

## 条例定数の増減

校種	定数	平成22年度	平成21年度	増減
小学校	標準法定数	7,101	7,172	▲ 71
	少人数教育	40	35	5
	学校統合	7	7	0
	県単定数充指導主事	11	9	2
	その他の	20	38	▲ 18
	計	78	89	▲ 11
合計(条例定数)		7,179	7,261	▲ 82
中学校	標準法定数	3,831	3,810	21
	少人数教育	12	8	4
	学校統合	2	3	▲ 1
	県単定数充指導主事	10	9	1
	その他の	46	62	▲ 16
	計	70	82	▲ 12
合計(条例定数)		3,901	3,892	9
高等学校	標準法定数	3,569	3,568	1
	県単定数充指導主事	26	27	▲ 1
	事務職員	3	2	1
	学校司書	42	43	▲ 1
	その他の	111	111	0
	計	182	183	▲ 1
合計(条例定数)		3,751	3,751	0
特別支援学校	標準法定数	1,022	1,013	9
	県単定数充指導主事	1	1	0
	その他の	69	69	0
	計	70	70	0
	合計(条例定数)	1,092	1,083	9
	合計	15,523	15,563	▲ 40
県単定数		400	424	▲ 24
条例定数		15,923	15,987	▲ 64

## 議案第29号 「三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案」

### 1 改正理由

県立高等学校の配置及び規模の適正化を図るため、三重県立尾鷲高等学校長島分校を廃止します。

### 2 改正内容

三重県立尾鷲高等学校長島分校に係る規定を削除します。

### 3 施行期日

平成22年4月1日

#### 【参考】

・尾鷲高等学校長島分校に係る年次移行の状況

	1学年	2学年	3学年	備考
平成17年度	○	※	※	設置
平成18年度	○	○	※	
平成19年度	○	○	○	
平成20年度	—	○	○	募集停止
平成21年度	—	—	○	
平成22年度	—	—	—	

※長島高等学校の生徒として在籍

## 1 「次期教育振興ビジョン（仮称）」の審議経過について

### 1 次期教育振興ビジョン（仮称）の審議にかかる会議の開催状況

次期教育振興ビジョン（仮称）（以下「次期ビジョン」という。）の審議は、教育改革推進会議における全体議論と、教育改革推進会議に設置した3つの部会における教育課題ごとの議論を、適切に組み合わせることによって進めています。

特に、各教育課題については、原則として、部会で2回の議論を重ねた後、教育改革推進会議の本会議で議論し、再度部会での議論を行うという方法を探ることにより、審議の深化・充実を図っています。（※策定体制は次々頁参照）

#### （1）教育改革推進会議

回	開催日	審議内容
第1回	21.8.5	<ul style="list-style-type: none"><li>・「三重の教育にかかる課題」についての教育委員との意見交換</li><li>・次期ビジョンにかかる基本的事項について</li><li>・策定の進め方について</li></ul>
第2回	21.10.5	<ul style="list-style-type: none"><li>・次期ビジョンの体系について</li><li>・「部会」における検討テーマについて</li><li>・「子どもたちに育みたい力」について</li><li>・基本方針について</li></ul>
第3回	22.1.25	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域別県民懇談会の報告について</li><li>・中高生懇話会の報告について</li><li>・特別支援教育の推進について</li><li>・学力の育成について</li><li>・豊かな心の育成について</li></ul>
第4回 (予定)	22.3.19	<ul style="list-style-type: none"><li>・基本理念等について</li><li>・教員の資質の向上について</li><li>・教員が働きやすい環境づくりについて</li><li>・いじめ問題・不登校児童生徒への対応について</li></ul>

(2) 教育振興ビジョン検討第1部会（推進会議委員6名、部会委員4名：計10名）  
包括テーマ：「特別支援教育、家庭・地域の教育力」

回	開催日	審議内容
第1回	21.8.27	・特別支援教育の推進について①
第2回	21.9.17	・特別支援教育の推進について②
第3回	21.10.26	・特別支援教育の推進について③
第4回	21.11.25	・特別支援教育の推進について④
第5回	22.1.14	・特別支援教育の推進について⑤
第6回 (予定)	22.3.11	・家庭・地域の教育力向上と連携・協力の強化について① ・幼児期からの一貫した教育について①

(3) 教育振興ビジョン検討第2部会（推進会議委員7名、部会委員4名：計11名）  
包括テーマ：「学力の育成、学校の教育力」

回	開催日	審議内容
第1回	21.11.12	・学力の育成について①
第2回	21.12.17	・学力の育成について② ・教員の資質の向上について① ・教員が働きやすい環境づくりについて①
第3回	22.2.18	・教員の資質の向上について② ・教員が働きやすい環境づくりについて② ・外国人児童生徒への対応について①

※第3回には、外国人児童生徒への対応について、専門的な立場からの説明・意見を  
いただきましたため、津市立白塚小学校 教諭 青木幸枝さんを招聘しました。

(4) 教育振興ビジョン検討第3部会（推進会議委員7名、部会委員4名：計11名）  
包括テーマ：「豊かな心、健やかな体」

回	開催日	審議内容
第1回	21.11.10	・豊かな心の育成について①
第2回	21.12.21	・豊かな心の育成について② ・いじめ問題・不登校児童生徒への対応について①
第3回	22.2.12	・いじめ問題・不登校児童生徒への対応について② ・児童生徒の安全・安心の確保について① ・健康教育の推進について①

※第2回には、いじめ問題・不登校児童生徒への対応について、専門的な立場からの  
説明・意見をいただきましたため、NPO法人フリースクール三重シューレ 代表 石山佳秀  
さんを招聘しました。

# 次期教育振興ビジョン（仮称）策定体制

## 【目的】

- ・本県教育の目指すべき姿とその実現に向けた施策の方向性を示す。

## 【計画期間】

- ・平成23年度から5年間（10年先を見据えた5年の計画）

## ☆教育改革推進会議

三重県の教育の改革に関する重要な事項を調査審議するために、条例により設置された有識者会議

### ○第1部会

#### テーマ

特別支援教育、  
家庭・地域の  
教育力

### ○第2部会

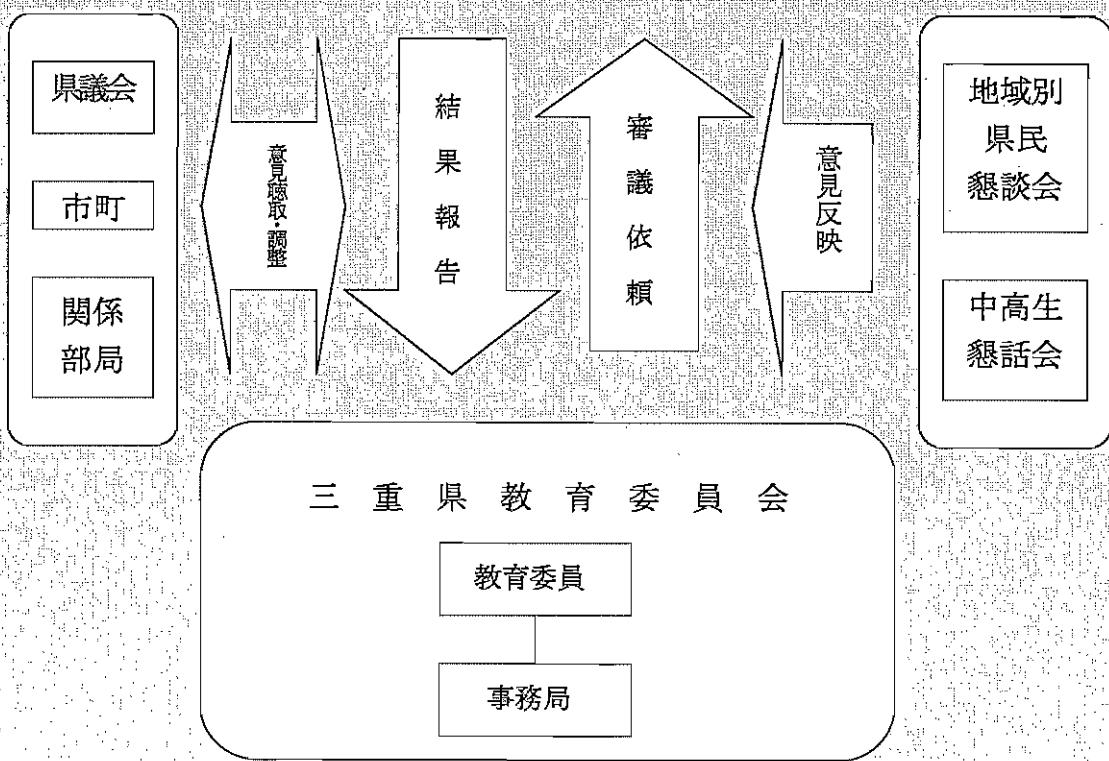
#### テーマ

学力の育成、  
学校の教育力

### ○第3部会

#### テーマ

豊かな心、  
健やかな体



## 2 次期ビジョンの審議状況

### (1) 基本的事項

#### ①計画期間

10年先を見据えた5年間（平成23年度から27年度）とします。

#### ②対象範囲

三重県教育委員会が直接所管する「三重県内の公立学校教育、社会教育、スポーツに関すること」に加え、「これらと密接な関係を有し、三重県教育委員会が、他部局との連携はもとより『新しい時代の公』の観点から、市町、民間企業、NPO、県民など多様な主体との協働・連携のもとに、推進を働きかけることのできる分野」（例：地域・家庭の教育力向上、子育て支援）を対象範囲とします。

※なお、次の事項は、原則対象範囲とはしませんが、三重県教育委員会との連携にかかる部分については対象に含めます。

- ・大学（短期大学を含む）以上の高等教育
- ・私学の振興
- ・生涯学習の振興に関する基本的な方針、計画

#### ③位置づけ（教育基本法との関係）

教育基本法第17条第2項に基づいて策定する、三重県の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」と位置づけます。

### (2) ビジョンの体系

今後の審議を円滑に進めるため、おおよその体系を「仮置き」しています。

#### ①「基本理念」と「子どもたちに育みたい力」

ア 体系の頂点に「基本理念」を掲げます。

「基本理念」は、次に掲げる「子どもたちに育みたい力」を踏まえ、その精神を簡潔な文章として示すものとします。（文案については、今後検討）

イ 「基本理念」と併せて、将来「子どもたちに育みたい力」を列挙し、三重の教育が目指す子ども像を明示します。

#### 【現在検討されている項目】

- |               |                         |
|---------------|-------------------------|
| ◆学力           | ◆共に生きる力（社会性、コミュニケーション力） |
| ◆自主性・自立する力    | ◆意欲・夢を見る力               |
| ◆自信・自尊心・自己肯定感 | ◆規範意識                   |
| ◆健康・体力        | ◆公共性・社会参画意識             |
| ◆三重を愛する心      |                         |

## ②「基本方針」

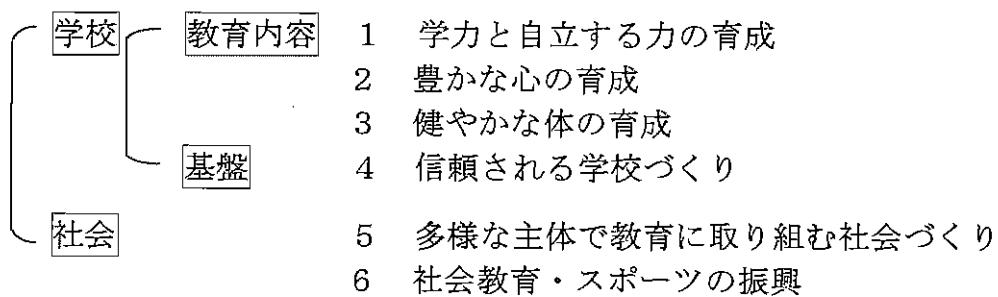
体系全体にかかる基本的な取組姿勢を示すため、数項目からなる「基本方針」を明記します。

### 【現在検討されている項目】

- ◇一人ひとりを大切にする
- ◇違いを認め合い、個性を伸ばす
- ◇学習者本位
- ◇学校の魅力を高める
- ◇地域に根ざす
- ◇教員が働きやすい環境をつくる
- ◇途切れのない教育
- ◇三重県らしい教育
- ◇多様な主体で教育を支援できる社会をつくる

## ③体系の区分

体系はわかりやすい項目別区分とし、次の1から6の項目に分類します。



### 【説明】

ビジョンの対象範囲を「学校」と「社会」に分け、学校教育をさらに「教育内容」と「基盤（学校・教員）」に区分します。

学校教育の内容を、「学力」「豊かな心」「健やかな体」の3項目に区分します。

社会にかかわる部分は、「多様な主体で教育に取り組む社会づくり」（学校・家庭・地域の連携・協力）と、「社会教育・スポーツ」に区分します。

### (3) 各教育課題にかかる審議状況

現在のところ、以下のような方向で議論が進んでいます。

#### ①特別支援教育の推進

##### 【主な課題認識】

- ◇ 特別支援教育の対象となる子どもたちの数が著しく増加する中、保護者には、地域の中で通学させたいという希望が強く、小中学校の特別支援教育の水準を上げる必要がある。
- ◇ 一方で、特別支援学校での教育を必要としている子どもたちも増えつつあり、施設の狭隘化、長時間に及ぶ通学時間、伸び悩む進学及び就労率等、様々な課題に適切に対応していく必要がある。
- ◇ 子どもたちの障がいが重度・重複化、多様化する傾向にある中、教員の専門性を十分に確保していく必要がある。

##### 【今後の基本的な取組方向】

- ◇ ノーマライゼーションの理念等に基づく共生社会の実現を目指し、より地域に近いところで、障がいのある子どもたちへの対応を進めていくという基本方向を重視することが望ましい。10年先を見据え、通級指導教室、特別支援学級、さらには高等学校における特別支援教育の充実を図ることが重要である。
- ◇ 一方、今の通学適齢期の子どもたちのニーズに応えることも大切であり、特別支援学校の意義を認め、対応が求められている地域について、整備を進めていくことが必要である。
- ◇ 医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用等により、就学前から一貫した教育を進めるとともに、卒業後の充実した社会生活を保障していくため、進路指導及び就労支援のさらなる充実を図ることが重要である。
- ◇ 教員の資質向上については、全教員が特別支援教育のあり方をきちんと踏まえ、専門性を正しく身に付けることを基本に置きつつ、担当教員の専門性の向上や特別支援学校教諭免許所有の拡大、特別支援教育コーディネーターの資質を向上させるための仕組みの構築等を図ることが必要である。

#### ②学力の育成

##### 【主な課題認識】

- ◇ 「全国学力・学習状況調査」における本県の子どもたちの正答率が全国平均を下回る状況にあり、基礎的・基本的な学力の保障という点で課題がある。
- ◇ 社会は、問題解決能力、困難を乗り越える力、チャレンジ精神、コミュニケーション力、他者と成果を作り出していく力のある人材を求めていたが、今、教育はこうしたニーズに応えきれていない。
- ◇ 閉塞的な社会状況のもとで、将来の夢や目標が描きにくくなる中、学習に対する目的意識を育む組織的な指導も十分とは言えず、子どもたちの主体性

や学習意欲に課題が生じている。

- ◇ 一方で、素晴らしい子どもたちも多く、子どもたちの良い面も認めたうえで、さらに伸ばしていくよう今後の方向性を考える必要がある。

#### 【今後の基本的な取組方向】

- ◇ 少人数教育のさらなる推進、カリキュラムの工夫・改善等により、基礎的・基本的な学力の確実な定着を目指すとともに、知識・技能を活かす力である問題解決能力、コミュニケーション能力等の育成に注力していくことが肝要である。
- ◇ 学校教育法の「学力」に加え、問題解決能力や社会参画意識などを特に育んでいくというような形で、三重県型の学力育成方針を打ち出せないか検討する必要がある。
- ◇ 「クオリティ・オブ・ライフ」が重視され、一人ひとりの人生を価値あるものにすることが大きな社会的目標になりつつある今、子どもたちの目線に立ち、「子どもたち自身の人生を価値あるものにするために教育はある」という認識のもとに学力をとらえ、子どもたちに伝えていくことが望ましい。
- ◇ 「学ぶ喜び」の伝達、挑戦のサポート、夢の育成、一人ひとりの意見の尊重、体験学習の重視・改善、地域・家庭との連携・協力等により、子どもたちの主体性・学習意欲を育んでいくことが重要である。

### ③豊かな心の育成

#### 【主な課題認識】

- ◇ 今の子どもたちには「三間」（遊び時間・遊ぶ空間・仲間）がなく、携帯電話等の普及による顔を合わせない人間関係の日常化、実体験の減少等が、コミュニケーション能力の育成を阻害しているほか、家庭の教育力の低下、さらには社会の閉塞状況等が、子どもたちの豊かな心の育成の阻害要因となっている。
- ◇ 地域社会の人間関係の希薄化が進み、社会の中で子どもたちの規範意識が育まれにくくなりつつある。
- ◇ 道徳は大人が子どもの身につけさせるものではなく、子どもたちが自ら学んでいくもの、自らの心を耕していくものであるが、最低限守らなければならないルールを守れない子どもたちも少なくない。自主性を尊重する一方で、毅然とした指導の必要性について整理しておく必要がある。
- ◇ 一方で、素晴らしい子どもたちも多く、子どもたちの良い面も認めたうえで、さらに伸ばしていくよう今後の方向性を考える必要がある。

#### 【今後の基本的な取組方向】

- ◇ 豊かな心の育成に向けては、コミュニケーション能力の育成、体験学習の有効活用、家庭の教育力の向上、地域の児童や高齢者など多様な人々との交流、地域との連携等を重視していくことが望ましい。
- ◇ 規範意識の育成については、学校・地域・家庭が連携し、あらゆる機会を捉えて子どもたちに働きかけていく必要がある。大人が見本を示すことが重

要であり、学校では、まず教員がルールを守り、良き見本となる必要がある。

- ◇ 規範意識は、子どもたちが自らの心を耕していくプロセスを大切にしながら、最低限守らなければならないルールは毅然とした指導を行うことにより育んでいく必要がある。
- ◇ 子どもたちの権利を尊重することは大切であるが、権利と同時に義務もあることを十分に理解させる必要がある。特に、自分の権利とともに他人の権利を尊重する義務があることを子どもたちに伝えていくことが重要である。

#### ④いじめ問題・不登校児童生徒への対応

##### 【主な課題認識】

- ◇ 今の社会には異質なものを受け入れる力が不足しており、いじめがどこでも起こりうる土壌がある。また、逆にいじめられることをおそれ、いじめを制止できず傍観者となってしまう場合が多いなど、抑止力が働きにくい傾向がある。
- ◇ 心理的に複雑な背景を持つ子どもたちが増加し、学校だけでは対応できない事例が増えている。しかし、学校から関係機関への支援の要請が消極的であったり、時期的に遅れる場合があったりするなど、関係機関との連携に課題がある。
- ◇ インターネットや携帯電話の急激な普及に伴い、ホームページの掲示板やメール、携帯電話のサイト等を利用したいじめが急増しつつあり、総合的な対策が求められている。
- ◇ 不登校の子どもたちは普通の子どもであるが、社会的な誤解・偏見を受ける傾向にある。不登校が、個人の病理問題としてクローズアップされ、常に当事者が問題視される点に大きな問題がある。

##### 【今後の基本的な取組方向】

- ◇ いじめの根本的な解消に向けては、子どもたちの人権感覚を高めるとともに、異質なを取り込める力を育成する必要がある。また、いじめを制止した子が逆にいじめにあわないようなチームワークを形成することや、子どもたちの内から起きる取組を大切に支援すること等を重視すべきである。
- ◇ いじめ問題は「するを許さず、されるを責めず、傍観者無し」という対応を基本に置きつつ、教員個人ではなく、組織として、あるいはチームを形成して対応することが望ましい。学校だけでは対応が困難な場合には、関係機関が連携して問題解決にあたる必要がある。
- ◇ 携帯電話やインターネットの正しい利用方法や危険性についての理解を深めるなど、情報モラル教育に注力していくとともに、「学校非公式サイト」の検索、監視、削除代行等の取組を継続していくことが望ましい。
- ◇ 不登校児童生徒の支援は、まず自己肯定感の獲得を最優先課題とすべきであり、そのためには、「安心できる居場所」、「信頼し合える仲間」、「自己決定できる環境」が必要である。
- ◇ 不登校児童生徒の支援は、徹底して子どもの視点に立つ必要がある。学校

に行く、行かないにかかわらず、子どもの人生を犠牲にしてはいけないという観点から、必ずしも学校復帰ばかりにとらわれるのではなく、自己肯定感を回復するための支援環境づくり、及び多様な生き方ができるシステムの構築を進めていくことが重要である。

- ◇ 不登校児童生徒の支援のためには、スクールカウンセラーに加え、子どもの環境を変えて問題解決に導くことのできるスクールソーシャルワーカーを配置することが重要である。スクールソーシャルワーカーを中心に関係機関が連携する支援のかたちが望ましい。

## ⑤教員の資質の向上

### 【主な課題認識】

- ◇ 今後、教員の退職が増えて、新規採用の増加が見込まれる中で、力量のある優秀な人材を確保することができます重要な課題となりつつある。
- ◇ 教員に求められる資質能力の幅が拡大する一方で、研修のための予算が縮小し、研修機会の十分な確保が年々難しくなる傾向にある。
- ◇ 教育現場に時間の余裕がなくなってきており、教員が学校を離れて研修を受講することが難しくなるとともに、OJTによる人材育成が機能しにくくなっている。

### 【今後の基本的な取組方向】

- ◇ 優秀な人材を確保するため、教員養成機関との一層の連携を進める必要がある。県教育委員会が教員養成機関に対し、求める教員の資質や能力要件を明確に示し、教員養成機関がその要請に応える形の連携を行うことが重要である。
- ◇ 採用時に資質・能力を見極めることのできるよう仕組みの充実を図り、人物重視の採用選考を行うことにより、子どもたちのために情熱を持って取り組める人材を確保する必要がある。
- ◇ 優秀な人材を確保するためには、公立学校を、若者にとって働きがいのある職場にしていくという発想に立つ必要がある。
- ◇ 教員の研修は、特に「授業の改善」を重視し、学校の授業にどう役立っているかを絶えず検証し、継続的に改善をしていく必要がある。また、今後、小中学校の教員が高校で授業をする、中学校の教員が高校の授業を受け持つなど、校種間で交流する多様な取組を実施することが望ましい。
- ◇ 教育委員会がリーダーシップを發揮して、OJTによる人材育成を進める必要がある。教員が相互に授業を公開し、共に向上するという授業力向上等の方針を示していくことが望ましい。

## ⑥教員が働きやすい環境づくり

### 【主な課題認識】

- ◇ 近年、社会や保護者が学校に求める事項が増加し、学校の役割が肥大化する傾向にある。教員に求められる資質能力の幅も拡大し、教員が業務に追わ

れ、子どもに対応する余裕を失いつつある。

- ◇ 学校の危機管理を含め、管理的なマネジメント業務が増加し、特に教頭の業務量が増大している。
- ◇ 保護者の教育観・価値観の多様化等に伴い、保護者対応が難しさを増しつつある。生徒指導上の困難事案や外国人児童生徒への対応など、これまでの経験や知識だけでは対処できない事例も増え、多くの教員が精神的な負担を抱えており、健康を害する者が増加する傾向にある。

#### 【今後の基本的な取組方向】

- ◇ 教育委員会は、「学校を助ける」、「子どもたちを助ける」という視点に立ち、各学校のニーズや、教員の勤務実態、やりがいの有無などのデータをきちんと把握した上で、教育行政を行う必要がある。
- ◇ 学校が教員以外の多様な職種の職員によってサポートされるという状況を目指すことにより、教員が自己発展できる環境を創出することが望ましい。
- ◇ 子どもたちの指導に関わることは教員が責任を持つという体制を堅持した上で、子どもたちの指導に直接関わらない「事務的な」業務を、外部人材を含めた他者がサポートしていくという方針を打ち出すことが望ましい。
- ◇ 社会貢献意欲の高い元気な高齢者が増えており、この方々を外部人材として活用し、教員の手が届きにくい業務にマッチングすることにより、教員の多忙化の軽減につなげることが有効である。
- ◇ 困難事案は、教員が個人的に問題を抱え込むのではなく、チームやグループで知恵を出し合い、組織的に対応する仕組みを構築する必要がある。また、理不尽なクレーム等に毅然とした対応を行うため、教育委員会の中に法律相談的な窓口を設置し、学校現場を支援することが望ましい。

### 3 「三重の教育のあるべき姿」にかかる地域別県民懇談会の開催結果

#### (1) 開催趣旨

県内各地域において、「三重の教育のあるべき姿」についての県民の方々の意見を聴取し、次期ビジョンの審議過程に反映させるために開催しました。

#### (2) 開催日時、会場、参加者数

開催日時	開催地域	参加者数（人）				進行
		県民	県会議員	推進会議	教育委員	
11月7日(土)	伊賀市	18	1	2	1	事務局
11月14日(土)	尾鷲市	17	1	1	1	事務局
11月15日(日)	伊勢市	18	0	3	1	中村委員
11月21日(土)	津市	16	0	6	1	山田会長
11月22日(日)	四日市市	17	1	3	0	杉浦委員
(計)		86	3	15	4	

※県民の男女別内訳は、男50、女36

※教育委員は教育長を除く数

#### (3) いただいた意見の概要

- ① 全体を通じて、学校に対する批判的な意見は少なく、むしろ学校現場の多忙化を懸念する支援的な意見が目立ちました。
- ② こうした傾向と呼応して「家庭・地域の教育力の向上」に言及する方が参加者全体の半数近くに及びました。その多くが、「家庭が模範をもつときちんすべき」、「地域の教育力をもっと活用してはどうか」という意見でした。自ら支援を申し出る方や住民が参画できる仕組みを作ってほしいと言われる方も複数名おられました。
- ③ 教育のあり方に関しては、子どもたちを「尊敬できる人間」として見る、子どもの目線に立つ、管理するのではなく見守るなど、子どもたちを信頼する立場に立った意見が多く出される一方で、学校の乱れを懸念し、毅然とした対応を求める声も目立ちました。
- ④ 学校教育の内容に関しては、学力の向上にかかる意見も一定数いただきましたが、それよりもむしろ規範意識や社会性の向上といった、豊かな心の育成に重点を置く意見が多くを占めました。
- ⑤ 教員に関する意見も多数いただき、教員が働きやすい環境づくりを進める必要があるとの意見が目立ちました。なお、教員の資質向上を求める声も一定数いただいている。

## 4 中高生懇話会（こども会議）の開催結果

### （1）開催趣旨

現在学校や地域などで様々な学習に取り組んでいる中学生、高校生の皆さんから、教育に対する率直な意見を聴取し、次期ビジョンの審議過程に反映させるために開催しました。

### （2）開催方法

健康福祉部こども局の事業である「こども会議」を活用して開催しました。

（「こども会議」の募集要項に沿って、開催を希望する団体を公募したところ、県立高校2校、市立中学校2校から応募があり、当該校の自主的な運営により会議を開催しました。）

### （3）会議のテーマ

「こんな学校だったらしいな。今の学校のこんなとこいやだな」  
～今、学校に望むこと～

### （4）開催日時、場所、参加者数

開催日時	開催校	参加者数（人）						
		中1	中2	中3	高1	高2	高3	計
10月30日(金)15:45~17:00	崇広中（伊賀市）	0	0	14	0	0	0	14
11月26日(木)14:30~16:00	中部中（四日市市）	2	0	5	0	0	0	7
11月26日(木)15:40~17:00	宇治山田商高	0	0	0	3	3	4	10
12月10日(木)16:00~17:20	津高	0	0	0	2	8	0	10
(計)		2	0	19	5	11	4	41

※参加者の男女別内訳は、男25、女16

### （5）会議の進め方

- ①会議の司会進行は子どもたち自身が行いました。
- ②各学校が独自の方法で会議を進行しました。

### （6）意見の概要

- ① 全体を通じ、学校の中で日頃から感じている課題や疑問点の解消に向けた建設的な意見が多く、子どもたちが学校生活の充実に向けて真剣な思いを持っていることがうかがい知れる中身の濃い会議となりました。
- ② テーマが「今、学校に望むこと」ということもあり、施設設備の充実、校則の改善、新たな仕組みの導入など、学校運営全般の充実に関する意見が多くを占めました。学習内容の充実や教育システムの改善に関する意見もいくつか出されました。
- ③ 子どもたちの意見の多くに共通するのは、「もっと自分たちを信じて任せてほしい」「もっと自分たちの立場に立ってほしい」という真摯な想いでした。今後子どもの目線に立った教育のあり方を考える上で、多くの示唆を含むものと考えられます。

## 5 今後の予定

平成22年3月19日に第4回教育改革推進会議の開催を予定しており、ここで基本理念等について議論を深めることとしています。

今後、平成22年度に教育改革推進会議を5～6回開催し、22年11月頃を目途に次期ビジョンを策定する予定です。

## 2 第二期三重県教育委員会特定事業主行動計画「子育て支援アクションプラン」について

### 1 策定の趣旨

次世代育成支援対策推進法（※1）に基づき、特定事業主（※2）である県教育委員会は、職員が仕事と子育ての両立を図り、次世代育成を支援していく取組を計画的かつ着実に推進していくため、平成17年3月に第一期特定事業主行動計画「子育て支援アクションプラン」（平成17年4月～平成22年3月）（以下、「第一期計画」という。）を策定し、取り組んできました。

第二期特定事業主行動計画（以下、「第二期計画」という。）は、第一期計画を踏まえ、今後5年間（平成22年4月～平成27年3月）の計画とするものです。

策定にあたっては、事務局内に県立学校長、同教頭及び事務長、事務局職員、教職員組合代表、県職員労働組合代表等16名からなる「次期子育て支援アクションプラン（仮称）策定検討会議」を設置し、12回にわたって検討を行い、取りまとめました。

第二期計画は、第一期計画の成果と課題を検証し、より発展した形で取組の展開を目指します。

#### ※1 次世代育成支援対策推進法

平成15年7月16日に公布、施行。平成27年3月31日までの时限立法。

#### ※2 特定事業主

企業等の民間の「一般」事業主に対して、国や地方公共団体の機関も職員を雇用する立場から、「特定」事業主と位置づけられ、※1の法律において事業主として行動計画の策定が義務づけられています。

### 2 第一期計画の進ちょく状況と成果

第一期計画では、4つの基本方針に沿って11項目の具体的な取組を進めてきました。

その成果は、以下のとおりです。

#### ① 子育て支援に関する制度の充実

男性の育児参加休暇等の休暇制度の創設、早出遅出勤務制度や育児短時間勤務制度等の導入等により、職員がそれぞれのライフスタイルに応じた多様な勤務形態を選択することが可能になりました。

## ② 次世代育成に関する周知・理解の向上

子育て支援に関する制度の冊子（育児休業等 Q&A 等）や職員向けリーフレットの作成・配付、父子健康手帳の配付、教育委員会グループウェア（ガルーン）を活用した子育て応援サイトの充実、インターネットを活用した e-ラーニング研修システム「ネット DE 研修」講座の開設や全職員を対象にした研修会の開催等の周知・啓発の取組により、第一期計画に対する認知度や子育て支援に関する制度に対する理解も向上しつつあります。

※ 第一期計画の数値目標に関する達成状況は、以下の表のとおりです。

	H17	H18	H19	H20	第一期 計画期間中の 平均値	第一期 計画の 目標値 (H21)
① 男性職員の育児休業（部分休業を含む）取得率 ※ 下段( )内は男性職員育児休業取得者数	1.3% (1人)	6.5% (6人)	4.9% (4人)	2.4% (2人)	3.8%	5.0%
② 子どもの出生時における男性職員の5日以上の休暇取得率 ※ 育児参加休暇創設後（H18.1～）の調査数値	—	45.2%	51.2%	31.0%	42.5%	50%
③ 職員1人あたりの年次休暇の平均取得日数（暦年）	12.3日	12.8日	12.6日	12.2日	12.5日	15日以上

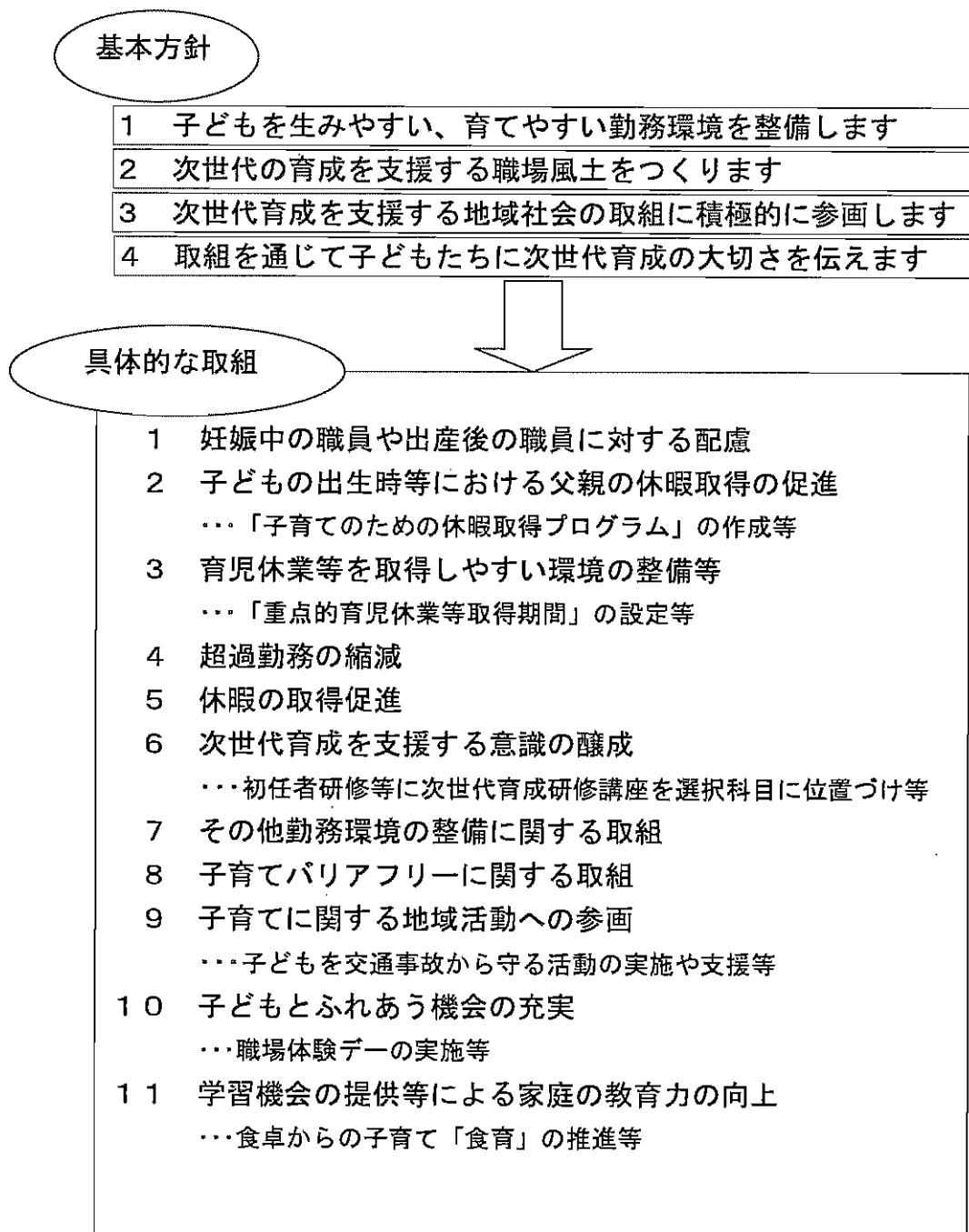
## 3 第一期計画の課題

一方で、以下のような課題が明らかになりました。

- ① 教育委員会全体、特に学校では業務が多忙であるため、更なる業務改善や仕事と育児の両立しやすい職場環境づくりが必要であること。
- ② 子育て支援に関する制度が充実しても、周囲の職員に迷惑をかけてしまうという気兼ねや遠慮をして、希望する職員が制度を利用できていない状況があることから、より一層の職員の意識改革や職場の雰囲気づくりが必要であること。
- ③ 子育て支援に関する制度の周知・啓発をしているものの、制度自体がまだ十分に認知されていないことから、より一層の周知・啓発活動が必要であること。
- ④ 育児休業中や職場復帰した際の不安を解消するため、育児休業中及び職場復帰後の支援を一層充実させる必要があること。

#### 4 第二期計画の策定

第二期計画は、国の「行動計画策定指針」を参考にしつつ、基本的に第一期計画の4つの基本方針を継承するとともに、新たな課題に的確に対応していくために、『仕事も子育てもみんなで応援！』を合言葉に、「仕事」にも「子育て」にもがんばる職員を、みんなで応援する職場づくりを目指し、11項目の取組を進めています。



## 5 第二期計画の数値目標

(1)「男性職員の妻の出産及び育児参加のための休暇の取得率」 80%

・・・配偶者の産前産後各8週間の期間中に特別休暇（※注）と年次有給休暇をあわせた5日間以上の休暇。

※注）特別休暇（有給）

- ① 男性職員が妻の出産に伴い、入院の付き添い等を行うための休暇として、3日の範囲内で取得できる。
- ② 男性職員が出産に係る子又は上の子（小学校就学前）の養育をする場合、妻の産前産後8週間の期間に、5日の範囲内で取得できる。

(2)「男性職員の育児休業等(部分休業を含む)の取得率」 10%

(3)「職員一人当たりの年次有給休暇の平均取得日数」 15日以上

<参考指標>

○ 男性の育児休業取得率の数値目標（「仕事と生活の調和推進のための行動指針」）

平成19年度	0.5%
平成24年度	5%
平成29年度	10%



### 3 「飯野高等学校定時制課程の新設」について

#### 1 概 要

平成23年4月に神戸高校定時制と亀山高校定時制を統合し、飯野高校に新設します。

#### 2 意 義

##### (1) きめ細かな支援体制の構築

定時制1学年1学級規模の2校を2学級規模の1校に統合するとともに、全日制に併設することにより、スケールメリットを生かし、多様な定時制生徒のニーズに対応したきめ細かな支援体制を構築します。

##### (2) 多文化共生教育の推進

外国人生徒の高校進学が増加している地域にあって、これまで飯野、神戸、亀山の3校が培ってきた多文化共生教育の理念や指導スキルを結集し、外国人生徒教育の一層の充実を図ります。また、日本人と外国人の生徒、全日制と定時制の生徒等がともに学ぶ教育をとおして、これからの中文化共生社会を先導的に切り拓いていく力を育成します。

##### (3) 地域の学習ニーズへの対応

外国人生徒等の保護者や地域の人々等の学習ニーズにも対応し、多文化共生社会を創造するための学習支援拠点としての学校づくりを進めます。

#### 3 教育目標

充実した多文化共生教育やキャリア教育等をとおして、不登校生徒や外国人生徒等を含む多様な学習ニーズを有する生徒たちが、自信と誇りをもち、社会の構成員として生活し、からの新しい社会を創造していく力を育みます。

#### 4 入学定員・学科構成等

設置課程	学 科	学級数 (定 員)
全 日 制 課 程	応用デザイン科	2学級 (80人)
	英語コミュニケーション科	2学級 (80人)
定 時 制 課 程	普通科 (夜間Ⅰ部) (夜間Ⅱ部)	2学級 (80人)
合 计		6学級 (240人)

## 5 教育システム

### (1) 複合型定時制システム

夜間定時制課程としますが、生徒一人ひとりの生活状況に合わせた履修ができるようにⅠ部、Ⅱ部の学習時間帯を設置します。

Ⅰ部、Ⅱ部のいずれかに籍を置き、原則は、その時間帯の授業を受講しますが、実情に応じて相互の授業選択も可能とします。

### (2) 全日制・定時制相互履修

全日制・定時制双方に共通する学習ニーズに対応するため、定時制生徒は全日制5・6限設置の「学校設定科目」等を、全日制生徒は定時制1・2限設置の「学校設定科目」等を履修できるようにします。

全 日 制	
5限目	13:30～14:20
6限目	14:30～15:20

← 相互履修 →

定 時 制	
I 部	1限目 16:00～16:45
	2限目 16:50～17:35
	3限目 17:45～18:30
	4限目 18:35～19:20
	給食 19:20～19:35
	5限目 19:40～20:25
	6限目 20:30～21:15
II 部	

### (3) 単位制

生徒の興味・関心、能力・適性、進路希望等に応じた自由な科目選択を可能とします。

### (4) 二学期制

9月卒業の実施等も視野に入れ、学期毎の単位認定を行います。

### (5) 三年修業制

北星高校を中心とした定通ネットワーク（連携併修等）を活用するなど、多様な学びの形態を取り入れることにより、三年間での卒業も可能とします。

### (6) 少人数の学級編制

1・2学年については、2学級編制（80人）を3学級展開します。

## 6 特色ある教育内容

### (1) 先導的な多文化共生教育

- ・ 学校設定教科「国際」の開設（開設予定科目：「ポルトガル語」等）

### (2) きめ細かな日本語教育

- ・ 学校設定科目「日本語」の開設や日本語の習熟度に応じた講座編制

### (3) 充実したキャリア教育

- ・ 学校設定教科「職業」の開設やインターンシップ、実務代替の導入

### (4) 外国人生徒及び保護者等への支援

- ・ 日本語講座の開設や相談室の設置等

### (5) 外部の教育力の導入

- ・ 大学や関係機関等との幅広い連携

### (6) 地域の人々との協働活動

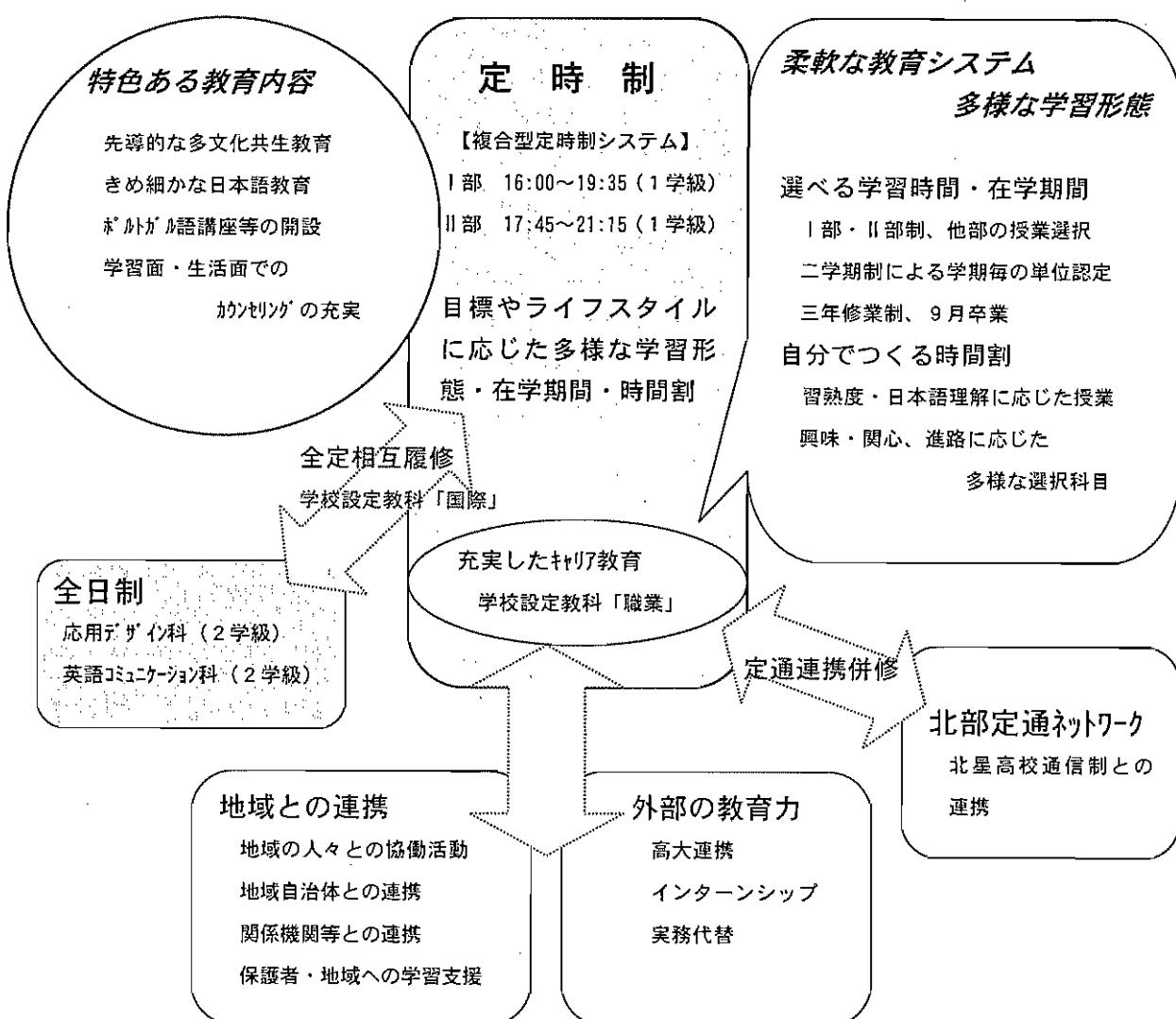
- ・ 多文化共生教育に係る学校行事の共催や地域での活動等

## 7 その他

- これまで、地域の協議会における協議を踏まえ、飯野、神戸、亀山の3校を中心としたワーキンググループで教育システムや教育内容等について検討してきました。今後も引き続き、各方面からの意見をいただきながら、学習者本位の学校づくりを進めます。
- 統合に伴う定時制課程の併設や新しい学校の教育理念及び教育内容の実現のため、飯野高校において既存施設の改修及び増築等の環境整備を行います。

## 飯野高等学校 定時制課程 学びのイメージ

ともに学び育む！ 多文化共生社会の未来を切り拓く力！



## 4 「学校非公式サイト対策推進事業」のまとめと今後の課題について

### 1 対象校

県内すべての公立中学校（172校）、公立高等学校（64校） 計236校

### 2 学校非公式サイトの現状(平成22年1月現在)

	中学校	高等学校	合計
掲示板 タイプ	1, 501	1, 914	3, 415
プロフ タイプ	913	6, 327	7, 240
合計	2, 414	8, 241	10, 655

### 3 全体検索の結果、発見された問題のある書き込み

＜特定の生徒への誹謗中傷や詳しい個人情報の掲載など＞

	中学校	高等学校	合計
特に問題のある書き込み	257	613	870
うち、削除依頼した件数	103	122	225

＜削除依頼の内訳＞

	中学校	高等学校	合計
誹謗中傷	29	22	51
個人情報の掲載	74	90	164
その他	0	10	10
合計 (ア)	103	122	225

### 4 継続監視の結果、新たに発見された誹謗中傷(削除依頼をおこなったもの)

	中学校	高等学校	合計
誹謗中傷 (イ)	6	29	35

### 5 削除依頼の結果

	中学校	高等学校	合計
削除依頼数 (ア) + (イ)	109	151	260
未削除	8	30	38
削除率	92.7%	80.1%	85.4%

## 6 分析の結果

- (1) 学校非公式サイトは、すべての公立中学校、高等学校で作られ、なお増加傾向にある。
- (2) 中学校では、高等学校に比べ、発見された学校非公式サイトの数は少ないものの、「削除依頼した書き込み」（危険度「高」のもの）の件数の割合が高い。その内容は「個人情報の掲載」が多い。
- (3) 「削除依頼した書き込み」のうち、「個人情報の掲載」が約73%、「誹謗中傷」が約23%、「その他」が約4%である。
- (4) 発見された学校非公式サイトの数に対する「削除依頼した書き込み」の割合は、減少傾向にある。

第1回検索 (1.34%) → 第2回検索 (0.74%) → 第3回検索 (0.86%)

- (5) 都市部以外の地域においては、中学校、高等学校とともに「特に問題のある書き込み」が少ない傾向にある。
- (6) 学校非公式サイトが少ない傾向にある学校であっても、ひとたび関心が高まると急速にサイト数が増え、「問題のある書き込み」が出現した。
- (7) 先行的にネットパトロールを実施してきた市では、他の市町と比べて「特に問題のある書き込み」が少ない傾向にある。
- (8) 発見された学校非公式サイトは、キーワードを基に検索したものであり、実在するサイトの数は相当数に上ると推測される。また、パスワードを設けているサイトの中や、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などの登録制のサイトの中にも、把握できない「問題のある書き込み」があると推測される。

## 7 事業の成果

- 民間業者の検索技術を活用することにより、県内の学校非公式サイトの現状(存在)を、より具体的かつ総括的に把握することができた。
- 「誹謗中傷」や「個人情報の掲載」などを見つけ出し、その多くを削除することができた。
- 検索とその結果を基にした指導等によって、問題のある学校非公式サイトの出現を抑制することができた。
- 保護者から、家庭の役割の重要さ、保護者の関わりの大切さを見つめ直す声が寄せられた。

## 8 今後の課題

- 自分を発信したいという生徒の心理や、メールのやりとりを含め、携帯電話に夢中になる生徒の内面に迫る教育プログラムを作成する必要がある。
- ネットモラル教育、ネットリスク教育については、特に、携帯電話を持ち始めことが多い中学生や小学校高学年の内面に働きかけることが重要である。
- 児童生徒を見守る立場にある保護者への啓発を、さらに推進する必要がある。

## **5 平成21年度包括外部監査結果（教育委員会関係）に対する 対応方針について**

### **1 実施テーマ**

「公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行」

### **2 監査結果概要（別紙参照）**

「公の施設」とは、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設ですが、その管理に指定管理者制度が導入されました。

三重県では、現在27の公の施設において指定管理者を置いていますが、住民が多く利用する公の施設については住民の関心が高いと考えられるため、指定管理者制度が地方自治法の趣旨に沿って適切に運営されているかについて監査が実施されました。

教育委員会においては、三重県営松阪野球場をはじめ指定管理者を置いている5施設すべてについて、所管部局及び指定管理者に対する結果や意見をいただきました。

### **3 今後の方針（別紙参照）**

今後は、指摘された事項について、対応方針のとおり、早急に措置を講じるとともに、改善状況について確認をしていきます。

### **4 今後の予定**

平成23年3月 教育警察常任委員会で対応結果を報告

平成23年4月 対応結果の公報登載

## 平成21年度 包括外部監査結果に対する対応方針

テーマ・区分・内容	対応方針	備考								
<b>II. 個別施設の監査結果</b>										
2.1. 三重県営松阪野球場										
(1) 県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】										
<p>県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、月次報告とともに許可申請書の提出を受けており、利用者数及び利用料については、利用許可申請書との照合を実施しているとのことであった。しかし、事業収支報告書の支出に関する検証は特にされていないとのことであった。</p> <p>少なくとも年度末においては、現地視察を兼ねて事業収支報告書の記載の事実に関する検証を実施するために、施設を訪問することが望まれる。施設訪問時における手続は、個別の相談対応は除くとしても、時期によってヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などを洗い出しておき、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるような文書を作成しておくことが望まれる。</p>	<p><b>【県教育委員会の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者が四半期毎の業務報告書を提出する際に、チェックリストを使用した業務の網羅的なチェックを実施するとともに、必要に応じて現地確認を行うとともに、年度末には、年度協定書で定める業務の履行状況等について現地確認することとします。</li> <li>モニタリングに際しては、マニュアル（手順書）を作成し、いつ誰がモニタリングを行っても同水準の手続による検査を実施するようにします。</li> <li>事業収支については、指定管理者が独自に松阪市による監査を受け適正な処理を行っているところですが、今後もこうした監査を継続するとともに、必要に応じて県教育委員会に説明することとします。</li> </ul>	教育委員会								
(2) 利用料金の還付について【結果】										
<p>松阪野球場利用規定では、利用料の還付について下記のとおり規定している。</p> <p>(1) 既納の利用料は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。</p> <p>(2) 利用料の還付額は、次の表の左欄に掲げる場合に該当するときは、既納の利用料について、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">還付区分</th> <th style="text-align: center;">還付する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">自己の責によらない理由で利用できなくなったとき、及び市長が相当の理由があると認めるとき。</td> <td style="text-align: center;">100／100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">利用しようとする日の5日前までに利用許可の取り消しを申し出た場合において、市長が相当の理由があると認めるとき。</td> <td style="text-align: center;">80／100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">利用しようとする日の4日前までに利用許可の取り消しを申し出た場合において、市長が相当の理由</td> <td style="text-align: center;">50／100</td> </tr> </tbody> </table>	還付区分	還付する割合	自己の責によらない理由で利用できなくなったとき、及び市長が相当の理由があると認めるとき。	100／100	利用しようとする日の5日前までに利用許可の取り消しを申し出た場合において、市長が相当の理由があると認めるとき。	80／100	利用しようとする日の4日前までに利用許可の取り消しを申し出た場合において、市長が相当の理由	50／100	<p><b>【県教育委員会の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年1月25日、指定管理者に対し、利用規定と利用許可に関する様式について再度内容を突合するよう指示するとともに、利用者サービスの低下につながらないよう、利用実態に沿って平成21年度末までに両者を整合して修正することと、利用規定を変更する場合は施設利用者に対して周知徹底するよう指示しました。</li> </ul> <p><b>【指定管理者の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用許可に関する様式について、利用規定との突合を行い、整合していない箇所の修正を行いました。利用料金の還付に関する規定について検討した結果、平成</li> </ul>	教育委員会 松阪市
還付区分	還付する割合									
自己の責によらない理由で利用できなくなったとき、及び市長が相当の理由があると認めるとき。	100／100									
利用しようとする日の5日前までに利用許可の取り消しを申し出た場合において、市長が相当の理由があると認めるとき。	80／100									
利用しようとする日の4日前までに利用許可の取り消しを申し出た場合において、市長が相当の理由	50／100									

<p>があると認めるとき。 利用変更を許可された場合において、既納利用料に過納金が生じたとき。</p> <p>一方、「三重県営松阪野球場利用許可書」上では、利用取り消しの場合の還付額について下記のとおり案内しており両者は矛盾している。</p> <p>利用取消申請書を受理した時は利用料を還付する。</p> <p>1) 利用の日前7日までのときは利用料の額の半額。 2) 利用の日前3日までのときは利用料の額の4分の1の額 両者の整合性について再考のうえ、修正を行うべきである。</p>	<p>22年度より利用許可書の記載内容を利用規定に定める事項に修正を行うことを予定しています。</p>	
<p>(3) 利用規定について【結果】</p> <p>利用許可・料金収受における、松阪野球場利用規定への準拠性について質問等により確かめた。その結果、松阪野球場利用規定の想定する利用許可の業務フローと実際の業務フローが一致していないことが判明した。</p> <p>利用規定上は、利用料金につき、利用予定日の数日前までの前納を前提としている。しかし、実際は、利用許可書の発行および利用料金の収納は当日利用直前に行われるのが通常である。その前段階でのキャンセルについてはペナルティを課していない。雨天であった場合の当日キャンセルについても同様である。</p> <p>ここで、利用規定上は数日前までの前納を前提として、先に記載した事前取消の際の還付代金について規定しているが、実際は事前の予約の取り消しがあっても特段キャンセル料を徴収していないという、バランスを欠いた状態となっている。しかし利用者都合による事前予約のキャンセルを無制限に認めるることは、機会損失をもたらす原因となり、施設運営上望ましいものではない。</p> <p>このように、実際の業務フローと利用規定が想定する業務フローに齟齬があることから、利用規定が運用に際して利用されておらず、規定の意義に乏しいものとなっている。</p> <p>利用規定を実際の運用に沿った形で見直すとともに、事前キャンセルの定義とそのペナルティについて、広く利用者の満足を向上させるという視点から、あるべき姿は何か再考するべきである。</p>	<p>【県教育委員会の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年1月25日、指定管理者に対し、利用規定と利用許可に関する業務フローが一致していないことについて、施設の利用実態を踏まえて利用者に不便を来さないことを前提に、利用許可及び料金収受に関する利用規定の見直しの検討を含め適切な措置を講じることを指示しました。</li> </ul> <p>【指定管理者の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用許可及び料金収受における業務については、平成22年度より利用規定に基づく事務処理を行い、適正な執行に努めています。また、利用規定における予約取り消しの在り方については、利用者へのサービス確保を前提に、引き続き検討していきます。</li> </ul>	<p>教育委員会 松阪市</p>
<p>(4) 利用料金の減免について【意見】</p> <p>松阪野球場利用規定では、利用料の減免対象について規定している。</p> <p>しかし、実際には当該減免規定を適用した事例は平成20年度においてはなかった。減免の規定については、申請書類・ホームページ等には記載がなく、通常利用者がその規定を知る機会がない状態である。減免規定について広く利用予定者に周知されるよう、申請書類等を通して開示することが望まれる。</p>	<p>【県教育委員会の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年1月25日、指定管理者に対し、利用料金の減免について、受付窓口に減免規定を標示とともに、ホームページ等の広報において利用者に対して広く周知を図ることを指示しました。</li> </ul> <p>【指定管理者の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年度より利用料金の減免についてホームページ等の広報において利用者に対して広く周知を図ることを指示しました。</li> </ul>	<p>教育委員会 松阪市</p>

	・ジ等に掲載するとともに、受付窓口に減免規定を標示し、利用者に対して広く周知を図っていきます。	
(5) 利用料金の後納について【意見】	<p>松阪野球場利用規定では料金の後納について、規定上は料金の後納は例外的に認められているが、後納の場合も特に申請書等の提出を受けていない。</p> <p>また、納期限を過ぎたものについては、松阪市の出納課において回収管理が行われているが、野球場側において、利用者からいつ入金があったか、適時に把握する仕組みが構築されていない。</p> <p>後納の場合は申請書を提出してもらい、理由の妥当性等を把握する必要がある。また、入金の有無について野球場側で把握できる仕組みを構築することが望まれる。</p>	<p>【県教育委員会の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年1月25日、指定管理者に対し、利用料金の後納に関する手続きについて、具体的に規定とともに、松阪市の会計規則やマニュアルとの整合を図ったうえで入金の確認に関する仕組みを構築することを指示しました。</li> </ul> <p>【指定管理者の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年度より、官公署、学校等及びこれらに準じるものについて、後納の申し出があったときは許可申請書に後納理由を明記させたうえ、納入通知書を発行して利用許可書と共に交付する予定です。後納に係る入金の確認については、松阪市の会計実務において実施できる仕組みを検討していきます。</li> </ul>
(6) 備品の管理について【意見】	<p>(1) 備品の実査について</p> <p>三重県営松阪野球場で使用されている備品は松阪市の備品である。備品管理リストは中部台運動公園全体として作成されていたが、現物との照合は備品受入時に行っているのみであり、その後は実査を行っていないとのことだった。</p> <p>定期的に実査を行わなければ、現物が紛失しても発見されにくい。また、実査は現物とリストが一致しているか否かを確認するのみでなく、使用不能な備品を把握するためにも有効である。</p> <p>備品は三重県の所有物ではないため、三重県の資産を直接的に喪失するものではないが、とりわけ、三重県営松阪野球場では、利用者への備品の貸与（キャッチャーや審判のプロテクター等）を行っているため、備品の実査を行い、紛失した備品や、使用困難な備品を把握することで、利用者の満足度を高めることにつながり、指定管理業務を効果的かつ効率的に行うことができると考えられる。</p> <p>なお、備品リストは中部台運動公園全体として作成されているため、会議室机などは数が膨大となり、一度にすべての備品を実査することが困難となることが予想される。その場合には、例えば、指定管理期間や、その他複数年にわたって順番に実査を行うことで、すべての備品をチェックすることも一案である。</p> <p>(2) 備品の現物管理について</p> <p>県営松阪野球場管理の備品は、管理番号シール等が貼っていない、あるいは、シールが古く管理ナンバーが消えているものがほとんどであった。</p>	<p>【県教育委員会の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年1月25日、指定管理者に対し、施設利用者団体が仮置きしている備品については、管理者以外が所有する物品を県営施設内に置くことは不適切であるため、当該団体に対して備品を撤去せらるなど適切な措置をとることを指示しました。また、松阪市所有備品について、施設ごとに備品管理リストを作成したうえで実査を行うとともに、管理番号シールが貼付されていない、もしくは番号が読み取れない備品については、新しいシールを貼付することにより松阪野球場において適切な備品管理を実施するよう要請しました。</li> </ul> <p>【指定管理者の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設利用者団体が仮置きしている備品について改めて調査したところ、他団体より松阪市に寄付を受けたものと判明しました。今後は、施設ごとに備品管理リストを作成したうえで実査を行い、管理番号シールが貼付されていない、もしくは番号が読み取れない備品については、新しいシールに貼り替え適切な備品管理に</li> </ul>

松阪市所有の備品については、管理ナンバーが分かる管理番号シールを貼り、施設利用者団体の仮置き備品と明確に区分することが望まれる。管理番号シールを貼ることは、松阪市所有備品とそれ以外の備品を区分するのみでなく、備品管理リストで番号管理することにより、リストと現物の照合をし易くする効果もある。

また、定期的に競技会を開催する団体が、大型クーラーボックスを仮置きしているが、その管理責任が明確になっていない。管理責任が曖昧であると、破損、紛失等が生じた場合に施設と利用者団体との間の責任問題になりかねない。利用者団体の備品については、管理責任を明確にするための文書を交わすことが望まれる。

#### (7) 領収書管理について【意見】

領収書は利用申請書と複写になっているが、連番で管理されていない。また、利用申請書は受付のキャビネットに常時保管されており、誰でもいつでも使用できる状況にある。

領収書が連番管理されていない場合、利用者から利用料を收受した上で、領収書控を破棄し、現金を着服することが可能となる。この点につき、現金の收受時点でのダブルチェックを行い、利用簿記帳者や出納記帳者と現金收受の担当者を区分するなどして、対応することも考えられるが、現状では、職員が限られていること、受付のキャビネットから誰でもいつでも使用できる状況にもあり、ダブルチェックを即時に行うことは難しい。

したがって、領収書の不正利用のリスクを軽減させるためには、領収書に予め連番を付すなど、領収書の利用状況が後日チェックできるようにしておくことが望まれる。

#### (8) 長期修繕計画について【意見】

中長期的な視野に立った修繕計画としては、平成20年度に内部資料が作成されており、当時において必要と認識された修繕工事項目ごと費用が見積もられている。

しかしこの文書は、作成当時の一時点のものである。当野球場は、昭和50年に完成した施設であり、芝やグラウンドは日常の管理で維持されているが、管理棟はひび割れが進行するなど今後改修が必要となるであろう。

今後は、この文書を定期的に見直して、修繕工事項目ごとに優先順位を付けて、県と指定管理者双方が修繕に関する認識を共有していくことが望まれる。

努めていきます。

教育委員会  
松阪市

#### 【県教育委員会の対応】

- 平成22年1月25日、指定管理者に対し、領収書管理について、連番を付すなどして担当者以外の者がいつでも照合できる体制を構築することを指示しました。

#### 【指定管理者の対応】

- 平成22年度より利用料金の收受については、利用許可申請書と領収書に連番を付して管理し、適正な事務処理の確保に努めています。

教育委員会

#### 【県教育委員会の対応】

- 今後は、施設の効率的な管理運営と利用者の安全確保を図るため、必要な修繕を計画的に実施していくよう、県と指定管理者の間で協議していきます。

### 2.2. 三重県営ライフル射撃場

#### (1) 県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】

県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問

【県教育委員会の対応】

教育委員会

を実施したところ、月例報告において利用者数と収入の報告を受けているが、内容についての照合は特にしていないとのことであった。また、年度末において提出を受ける事業収支決算報告書についても支出の検証は特にしていないとのことであった。

少なくとも、年度末においては、現地視察を兼ねて事業収支報告書の記載の事実に関する検証を実施するために、施設を訪問することが望まれる。施設訪問時における手続は、個別の相談対応は除くとしても、時期によってヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などを洗い出しておき、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるようなマニュアルや手順書を作成しておくことが望まれる。

- ・指定管理者が四半期毎の業務報告書を提出する際に、チェックリストを使用した業務の網羅的なチェックを実施するとともに、必要に応じて現地確認を行うとともに、年度末には、年度協定書で定める業務の履行状況等について現地確認することとします。
- ・モニタリングに際しては、マニュアル（手順書）を作成し、いつ誰がモニタリングを行っても同水準の手続による検査を実施するようにします。
- ・事業収支については、指定管理者が独自に当指定管理者の監事による監査を受け適正な処理を行っているところですが、今後もこうした監査を継続するとともに、必要に応じて県教育委員会に説明するよう求ることとします。

#### (2) 業務運営上必要となる手順書等の整備について【意見】

規程類の整備について質問したところ、規程及びマニュアルに類するものは、ライフル射撃場の利用規定のみであった。指定管理開始から現在まで、開場、利用料金の收受などの管理業務は、指定管理者である三重県ライフル射撃協会の会員が当番制で実施しており、当番時の管理業務の内容は協会理事が直接指導している。そのため、現状はマニュアル等文書の必要性は認識されていない。

ライフル射撃協会自体の事務管理に関しても、事務、経理等に関する諸規程及びマニュアルに類するものはない。現状は、業務内容を熟知した理事、会員によって運営されているためその必要性が強く認識されることがないのであろうが、理事や会員の入れ替わりなど引継ぎが生じたときにも、変わらぬ水準の管理が行えるように、管理業務の規程、マニュアル類を整備しておくことが望まれる。

#### 【県教育委員会の対応】

- ・平成22年1月25日、指定管理者に対し、ライフル射撃場の管理業務について、現在行っている手順を整理したうえで、平成21年度末までにマニュアル（手順書）を作成することを指示しました。

教育委員会

三重県ライフル射撃協会

#### 【指定管理者の対応】

- ・管理業務マニュアルの原案を作成し、平成21年度末までにライフル射撃協会理事会にて承認を得た後、管理業務に当たる当番者に配布します。

#### (3) 保険について【意見】

施設利用に伴い発生した損害の賠償保険について、指定管理開始から調査時まで加入していない。その理由は、ライフル射撃場では、ビームライフルのみを貸与しているため、利用者への貸与品に関連して重大事故は発生する可能性は低く、また、通常のライフルは免許を持った人しか扱わず、施設の維持管理、事業の運営上で生じる事故等はあまり想定されていないためであるとのことであった。

しかし、人の出入りがある以上、何らかの事故が起こりうることについて他の県営施設と変わりではなく、施設の管理者が責任を問われる可能性は否定できない。

指定管理料が少額であることからすれば、この中から指定管理者の負担で保険料を支払うことは難しいと考えられるが、県と相談のうえ最低限の保険の要否について検討することが望まれる。

#### 【県教育委員会の対応】

- ・平成22年1月25日、指定管理者に対し、平成22年度から施設の欠陥や指導上の過失により発生した事故に対応する施設賠償責任保険への加入について検討することを指示しました。

教育委員会

三重県ライフル射撃協会

#### 【指定管理者の対応】

- ・日本体育施設協会の社会体育施設保険制度を利用し、平成22年度から加入することを検討しています。

#### (4) 備品の管理について【意見】

県営ライフル射撃場の事務所内には、県から貸与された備品とライフル射撃協

【県教育委員会の対応】

教育委員会

	<p>会が購入した備品の両方が保管されている。</p> <p>貸与された備品については、年に1回数量を確認しリストとの整合性を確認し、リストにチェックを付している。</p> <p>しかし、協会で購入した備品については、そもそも資産として管理すべきものであるかどうかも不明な状況である。その中には、家電製品の他に検査機器等も含まれている。これら、県からの貸与備品以外については協会独自に管理する必要があり、県の施設において供用されている以上適切に管理することが望まれる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年1月25日、指定管理者に対し、三重県ライフル射撃協会が所有する備品についても管理台帳を作成し、ライフル射撃場の管理棟内において供用している備品について適切な管理を行うことを指示しました。</li> </ul> <p><b>【指定管理者の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>三重県ライフル射撃協会が所有する備品について、管理台帳を作成しました。今後県の備品と同様に管理しやすいよう、管理台帳の書式を揃えていく予定です。</li> </ul>	三重県ライフル射撃協会
(5) 利用料金の管理について【意見】	<p>利用料金は、原則として利用時に受領することとしており、これまでに、料金を忘れる利用者もなかったため、結果として後納となったケースもなかった。そのため、利用料金が後納となった場合の手続は特に決められていない。</p> <p>しかし、今後、料金を忘れる利用者が現れないとも限らないため、何らかの手続を決めておくことが望まれる。</p>	<p><b>【県教育委員会の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年1月25日、指定管理者に対し、施設の利用実態を踏まえ、必要性があれば料金後納を可能とする利用規定の変更について検討することを指示しました。</li> </ul> <p><b>【指定管理者の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実態として料金を忘れるケースがなく、今後も可能性がほとんどないことから利用規定の変更は行ないませんが、今回作成した管理業務マニュアルに利用料金を忘れた利用者がいた場合、身分証明書の提示を求め後納の手続きを指示することを規定しました。</li> </ul>	<p>教育委員会</p> <p>三重県ライフル射撃協会</p>
(6) 事業計画書に記載した事項の有効な実施について【意見】	<p>(1) ホームページについて</p> <p>指定管理者の選任の際に県に提出している事業計画書において当該施設に関する広報の実施方法としてホームページを充実させる旨の内容を記載しており、これに基づいて指定管理者はホームページを作成しているが、現状のホームページはバナー広告等が表示される無料のサーバーを利用しておらず県のホームページからのリンクが行われていない状況である。</p> <p>指定管理料収入が少額である状況においては多額の支出を伴う方法による広報活動の実施は困難であると考えられるため、広報活動について自主製作のホームページを中心としたものによることは費用対効果の面からも妥当であると考えられる。そのため、県のホームページとのリンクを行うなどにより多数の方が閲覧できるような機会を設定することがより効果的と考えられるとともに、開催したイベントや射撃場の運営に関する取組などの情報をより積極的にPRしていくことが有効と考えられる。</p>	<p><b>【県教育委員会の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年1月25日、指定管理者に対し、ライフル射撃場のホームページについて、県教育委員会のホームページとのリンクが行えるよう調整するよう指示するとともに、救命救急研修について、管理業務を行う協会員全員が受講できるよう調整のうえ実施することを指示しました。</li> </ul> <p><b>【指定管理者の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページについては、サーバーの安全性の確保等の課題について県と協議しており、平成22年度中にリンクを行えるよう検討しています。救命救急研修については、当番者全員を一度に受講するのは日程的に難しいので、順次当番者を救急救命研修に参加させる</li> </ul>	<p>教育委員会</p> <p>三重県ライフル射撃協会</p>

<p>(2) 救急救命研修について</p> <p>救急救命研修に関して、事業計画書に年に一度実施する旨の記載があるが、平成20年度においては運営に係る職員1名がAEDの講習に参加を実施したことであった。</p> <p>本来はAEDの利用方法に限らずその他の救急救命行為についての理解を深める研修についても積極的な参加を推奨するとともに、管理業務を行う当番者は日によって変更が生じるため、全員が研修を受けることができるよう配慮することが望まれる。</p>	<p>予定です。</p>
--	--------------

## 2.3. 三重県立鈴鹿青少年センター

<p>(1) 県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】</p> <p>県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、月例報告において利用者数、利用団体、実施事業の状況などが報告されており、前年度との比較により異常がないかどうかなど、実質的な内容のチェックは行っているもののチェックリスト等を使用した網羅的なチェックによる確認は実施していないとのことであった。また、年度末において提出を受ける事業収支決算報告書についても支出の検証は特にしていないとのことであった。</p> <p>少なくとも、年度末においては、現地視察を兼ねて事業収支報告書の記載の事実に関する検証を実施するために、施設を訪問することが望まれる。施設訪問時における手續は、個別の相談対応は除くとしても、時期によってヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などを洗い出しておき、誰が検査に行っても同水準の手續が行えるようなマニュアルや手順書を作成しておくことが望まれる。</p>	<p>【県教育委員会の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者が四半期毎の業務報告書を提出する際に、チェックリストを使用した業務の網羅的なチェックを実施するとともに、必要に応じて現地確認を行うとともに、年度末には、年度協定書で定める業務の履行状況等について現地確認することとします。</li> <li>・モニタリングに際しては、マニュアル（手順書）を作成し、いつ誰がモニタリングを行っても同水準の手続による検査を実施するようにします。</li> <li>・事業収支については、指定管理者が独自に監査法人の外部監査及び当指定管理者の監事による2度の監査を受け適正な処理を行っているところですが、今後もこうした監査を継続するとともに、必要に応じて県教育委員会に説明することとします。</li> </ul>	<p>教育委員会 (財) 三重県体育協会</p>
--	---	------------------------------

<p>(2) 事故対応について【結果】</p> <p>平成20年12月に総合研修館横のキュービクルコンデンサより火災が発生している。</p> <p>電気保安業務の委託先であるA社からの事故報告より先に指定管理者から県への事故報告が行われている。これは、十分な原因・対策の調査・協議がないまま形式的に報告書が作成されたのではないかとの印象を受ける。もし、第一報という意味で事故翌日に報告書を提出したのであれば、更なる調査結果について県に追加報告すべきである。</p> <p>また、いずれの報告書も、火災発生の9日前に実施した定期点検で異常が発見されなかつたことについて電気保安業務を再委託しているA社に帰責性がなかつたのか、また今後の事故防止策について十分に言及した報告とはなっていない。</p> <p>確かに、当該事故は、小規模な火災であり、施設運営にも殆ど支障を来たすこ</p>	<p>【県教育委員会の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年1月25日、同様の事故の未然防止を図るために、指定管理者に対し事故原因の厳密な調査と必要な点検体制の構築を指示するとともに、点検業務委託先の帰責性についても一層踏み込んで検査するよう指示しました。</li> <li>・今後は、指定管理者から提出された事故報告書をより詳細に検証することとし、必要があれば追加報告を求めるようにします。</li> </ul> <p>【指定管理者の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故の発生に際し、事故内容、事故原因の厳密な調査</li> </ul>	<p>教育委員会 (財) 三重県体育協会</p>
--	---	------------------------------

<p>とはなかったが、小さな予兆に対する対応が十分でなかったために、大きな惨事へと発展するケースも実際には少なくない。事故の原因はキュービクルコンデンサ部分の劣化と推測されているが、なぜ発火の危険性を事前に察知できなかつたのか、点検体制に問題はなかつたか、あるいは点検内容について仕様を追加する必要はないか等、再発防止のためにはその原因の十分な調査と対策が行われるべきである。また、当該火災を受けて A 社に修繕を依頼し、費用が約 70 万円計上されているが、この修理費用についても A 社に対する責任追及により減額交渉を試みる余地もあったのではないかと考えられる。事故・災害等の原因調査と対策について、さらに踏み込んだ対応が必要である。</p>	<p>ができるようチェックリストを活用した点検体制を構築していきます。また、点検業務委託先の帰責性についても厳密に対応していきます。</p>	
---	--	--

#### (3) 利用料金減免の書類整備について【意見】

<p>当該施設の利用に際しては三重県内の小学校・中学校・高等学校が学校行事として利用する場合にはすべての利用者に被引率料金を適用することや 3 歳以下の乳幼児の利用料金を免除するという利用料金の減免に関する取扱いを定めている。</p> <p>当該減免の取扱いを適用する場合において減免理由が記載された申請書等の提出がなされているか否かについて確認を実施したところ、特段の申請書等の提出は求めていなかった。</p> <p>指定管理者側としては減免の適用についてその都度利用者への説明などを行っているため適切に実施されているとの認識であったが、利用者から減免の申請書等の提出を受け、保管を実施することは利用者の条件が減免の取扱いに準拠したものであることを確認するとともに、減免の手続が適切に実施されたことを示す根拠となる。</p> <p>今後は現在使用している利用許可書の様式を変更して減免理由の記載を求めるなどにより、利用料金の減免についてより適切な管理を実施していくことが望まれる。</p>	<p><b>【県教育委員会の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 22 年 1 月 25 日、指定管理者に対し、利用許可申請書の様式を変更し、利用者に減免理由の記載を求めることと、毎月提出される業務報告書に利用料金の減免件数や減免額を記載することを指示しました。</li> </ul> <p><b>【指定管理者の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 22 年 4 月から利用許可申請書の様式を減免内容がわかる様式に変更していきます。</li> <li>月次で県へ提出する業務報告書に、利用料金の減免件数や減免金額を記載するようにします。</li> </ul>	<p>教育委員会 (財) 三重県 体育協会</p>
---	---	-----------------------------------

#### (4) 県有備品の管理について【意見】

<p>県と指定管理者は毎年度県から指定管理者へ貸与する物品について無償物品貸与契約を締結している。</p> <p>廃棄を行った場合を含めて貸与物品についての異動があった場合は県に報告することとなるが、特定の備品について廃棄すべきとの判断がなされたものの、指定管理者の側から県に貸与物品のリストから消去する旨の申請が実施されておらず、平成 20 年度まで県からの貸与物品のリストに計上されたまま物品貸与の契約書が締結されている状態にあった。</p> <p>今後は、指定管理者の側で廃棄すべきとの判断がされた場合においては、速やかに県に対して備品の廃棄申請を提出するとともに、提出すべき廃棄の申請書が漏れなく提出されたことを確認するために現物確認を実施した際の資料にその後の顛末を記載することなどによりフォローアップを確実に実施することが望まれ</p>	<p><b>【県教育委員会の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 22 年 1 月 25 日、指定管理者に対し、県有備品を廃棄する際には、遅滞なく申請書（「県有物品の廃棄の申請」）を提出すること、また、無償物品貸与契約を締結する際には、指定管理者側で現有備品と貸与備品台帳を突合することを指示しました。</li> <li>今後は、教育委員会においても必要に応じて備品の管理状況を調査するようにします。</li> </ul> <p><b>【指定管理者の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県有備品を廃棄する際には、遅滞なく申請書を提出す</li> </ul>	<p>教育委員会 (財) 三重県 体育協会</p>
--	--	-----------------------------------

る。

なお、当該備品については平成 21 年度に指定管理者から廃棄の申請がなされ 10 月 21 日に県の備品台帳からの削除処理が完了したとの報告を受けています。

るようチェック機能の強化に努めています。

- ・無償物品貸与契約を締結する際には、現有備品と貸与備品台帳を突合いたします。

## 2.4. 三重県営鈴鹿スポーツガーデン及びスポーツガーデン体育館

### (1) 県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】

県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、月例報告において利用者数、利用団体、実施事業の状況などが報告されており、内容の確認は目視で行っているもの確認内容についての文書化は行っていないとのことであった。また、年度末において提出を受ける事業収支決算報告書についても支出の検証は特にしていないとのことであった。

少なくとも、年度末においては、現地視察を兼ねて事業収支報告書の記載の事実に関する検証を実施のために、施設を訪問することが望まれる。施設訪問時における手続は、個別の相談対応は除くとしても、時期によってヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などを洗い出しておき、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるようなマニュアルや手順書を作成しておくことが望まれる。

#### 【県教育委員会の対応】

- ・指定管理者が四半期毎の業務報告書を提出する際に、チェックリストを使用した業務の網羅的なチェックを実施するとともに、必要に応じて現地確認を行うとともに、年度末には、年度協定書で定める業務の履行状況等について現地確認することとします。
- ・モニタリングに際しては、マニュアル（手順書）を作成し、いつ誰がモニタリングを行っても同水準の手続による検査を実施するようにします。
- ・事業収支については、指定管理者が独自に監査法人の外部監査及び当指定管理者の監事による 2 度の監査を受け適正な処理を行っているところですが、今後もこうした監査を継続するとともに、必要に応じて県教育委員会に説明することとします。

教育委員会

### (2) 指定管理者の負担により購入されたシステムの取り扱いについて【意見】

平成 20 年度において三重県営鈴鹿スポーツガーデンでは庭球場予約管理システムを構築しており、当該システムは鈴鹿スポーツガーデンのテニスコート利用者の利便性を高め、予約管理に関する事務負担を軽減するものであり、備品とは異なるものの無形の資産と認識されるものであり、指定管理者の固定資産台帳に登録がなされていた。

しかし特定の施設における予約システムのような転用不能なシステムについては、利用者の継続的な利用を前提として、変更が生じる可能性のある指定管理者の帰属とすべきものではないと考えられる。

今後は備品のみならず、構築されたシステムなどを含めた所有権の帰属を基本協定書において明確にすることが望まれる。そのうえで、指定管理料の積算を実施する上で算定上考慮する、必要に応じて所有権の譲渡について県が協議できるようにするなどの取り扱いを明確にすることが望まれる。

#### 【県教育委員会の対応】

- ・施設管理に必要不可欠であり、かつ転用不能なシステム等を含めた資産の所有権については、指定管理者が長年の経験や当該施設の管理におけるノウハウを活用して構築した場合もあり、一律に取り扱いを明確することは容易でないと考えます。今後は、次期の指定管理者選定までに、募集要項における予約管理システム等の所有権に関する取り扱いを県と指定管理者との間で協議していきます。

教育委員会

### (3) 各施設の日計表の不備について【意見】

各施設の収入については、指定管理者が規程に準ずるものとしている「現金収入処理概要」に基づき日計表を作成している。日計表が「現金収入処理概要」に沿って処理されているかを確認したところ、担当者と確認者の印が同じである、

#### 【県教育委員会の対応】

- ・平成 22 年 1 月 25 日、指定管理者に対し、各施設の日計表の処理を含め、現金を取り扱う業務については

教育委員会

(財) 三重県

<p>経理担当者の押印がない等の不備が散見された。</p> <p>一般に、現金を取り扱う業務は、他の業務よりも不正リスクが高い業務であると考えられる。そのため、「現金収入処理概要」に基づいた処理を行うよう周知徹底することが望まれる。</p>	<p>手続きに則った適正な事務を行うよう徹底することを指示しました。</p> <p><b>【指定管理者の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>監査の指摘以降、現金収入処理概要に基づき、確認者は担当者と異なる職員が適正に処理するように改善し、チェック機能の強化に努めています。</li> </ul>	体育協会
--	--	------

#### (4) 再委託先の選定理由について【結果】

指定管理者である三重県体育協会では予定価格が1,000千円を超える契約であっても三重県会計規則第73条が準拠する地方自治法施行令第167条の2第1項に列举された事由に該当する場合には一般競争入札によらず、随意契約により契約を締結することができるものとして処理している。

そのため三重県営鈴鹿スポーツガーデンにおける指定管理業務の再委託契約について予定価格1,000千円以上の委託業務については原則として一般競争入札により契約を締結すべきであるが、予定価格が1,000千円を超える委託業務であっても随意契約により契約を締結している委託業務が4業務把握された。

このうち水泳場監視業務を随意契約とする理由は下記のとおりであった。

##### (水泳場監視業務)

契約期間内では水難事故等を未然に防止し、利用者からの意見に対しても早急な改善を行い業務を適正に遂行してきたこと、また担当業者は恒常に従業員の資質向上を図っていることから、施設運営上のリスクを限りなく抑えるためには過去の経験と実績が重要であり、競争入札にすると施設に関する知識や経験のない業者との契約となることが懸念されると判断し、平成17年度の競争入札を最後に以降は随意契約により契約を締結している。

上記の業務は他の業者では業務を遂行することができないか検討した末に随意契約によっているものではなく、従来から行っている業者の実績を重視し随意契約としているが、随意契約によることが適切であるとされる事由には該当しないと考えられる。

残る3業務については平成19年度から供用開始となった体育館の管理運営業務であり、平成18年度に契約済みの既存の施設管理運営業務に関連して実施することにより一体的・効果的な管理が図れるとの考えから、契約済みの既存の施設管理運営業務に関する契約の一部を変更する形で随意契約を締結している。

水泳場監視業務については原則として、一般競争入札により委託する業者を選定すべきものであると考えられる。ただし、当該委託先は、平成21年度以降当指定管理業務における共同提案者となっている。

今後新たに1,000千円以上の業務委託を行う場合において一般競争入札によらないのであれば、他の業者による受託の可否について複数の業者に見積を依頼す

##### 【県教育委員会の対応】

平成22年1月25日、指定管理者に対し、管理業務の再委託に関して、予定価格1,000千円以上の案件については、指定管理者において一般競争入札により契約を行うことを原則としていることから、随意契約により締結する場合は説明責任が果たせるよう、適正かつ具体的な理由に基づいて事務処理を行うことを指示しました。

##### 【指定管理者の対応】

管理業務の再委託については業務内容の規模・性質等を十分踏まえ、契約形態を見直すとともに、平成22年度から原則として競争入札により契約を行い、やむを得ず随意契約による場合は、理由について具体的かつ明確な記述による文書として残し、透明性及び公平性の確保に努めています。

##### 教育委員会

##### (財)三重県 体育協会

る等見積合わせを行うなど、随意契約理由の裏付けとなるような検討を実施したことと明確に文書として残しておくべきである。

## 2.5. 三重県営総合競技場

### (1) 県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】

県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、月例報告において利用者数、利用団体、実施事業の状況などが報告されており、目視で内容の確認はおこなっているものの確認内容についての文書化は行っていないとのことであった。また、年度末において提出を受ける事業収支決算報告書についても支出の検証は特にしていないとのことであった。

少なくとも、年度末においては、現地視察を兼ねて事業収支報告書の記載の事実に関する検証を実施のために、施設を訪問することが望まれる。施設訪問時における手続は、個別の相談対応は除くとしても、時期によってヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などを洗い出しておき、誰が検査に行っても同水準の手續が行えるようなマニュアルや手順書を作成しておくことが望まれる。

#### 【県教育委員会の対応】

- ・指定管理者が四半期毎の業務報告書を提出する際に、チェックリストを使用した業務の網羅的なチェックを実施するとともに、必要に応じて現地確認を行うとともに、年度末には、年度協定書で定める業務の履行状況等について現地確認することとします。
- ・モニタリングに際しては、マニュアル（手順書）を作成し、いつ誰がモニタリングを行っても同水準の手續による検査を実施するようにします。
- ・事業収支については、指定管理者が独自に監査法人の外部監査及び当指定管理者の監事による2度の監査を受け適正な処理を行っているところですが、今後もこうした監査を継続するとともに、必要に応じて県教育委員会に説明するよう求めることとします。

教育委員会

### (2) 施設の修繕管理の適切な実施について【意見】

三重県営総合競技場では陸上競技場のほか体育館やトレーニングセンターといった施設を保有しており、施設運営を行っていく上で利用者の安全面の確保などの観点からも適切な修繕の実施が重要と考えられる。

県と施設管理団体が締結している協定書の中では、1,000千円以上の修繕費の負担は県と管理団体の協議で負担を決めることとしており、施設管理団体において修繕が必要と考えるものに関して施設整備要望一覧を作成して県との協議を行つて修繕を行っている。

しかし、施設の性格上大規模かつ高額な修繕が必要となる案件が多く、施設整備要望一覧に記載されてはいるものの体育館本館の屋根ふき替えなど必ずしも要望とおりには修繕が実施されていない状況となっている。

施設の実際の状況を確認するため現地視察を行ったところ、一部の施設については老朽化がすんでおり、雨漏りやひび割れ等が発生していることが確認された。

建築基準法に基づく特殊建築物定期点検において発見されたものについて法律上改修が必要と判断される内容及び緊急に修繕が必要と判断される内容については適時に改修がなされているものの、定期点検結果報告書の中では体育館におけるコンクリート剥落の可能性に対する指摘など補修、改善等を要する項目が記載・

#### 【県教育委員会の対応】

- ・県営総合競技場の陸上競技場は本県唯一の日本陸上競技連盟の第1種公認競技場であり、公認を継続するために必要な改修工事については、所要の予算を計上して適切に実施しています。また、施設の効率的な管理運営と利用者の安全確保を図るため、県と指定管理者の間での協議を踏まえ、必要な修繕を計画的に実施していきます。

教育委員会

されている。 修繕の予算確保については県の財政状況に左右されるという制約は生じるが、利用者の利便性や施設の安全管理面を考慮することは重要であり、県としても当該施設に関する修繕の必要性についてより詳細な検討を実施しその実施の必要性について判断過程を明確にすることが今後の計画的な修繕の実施に有用と考えられる。		
--	--	--

### (3) 再委託先の選定理由について【結果】

指定管理者である三重県体育協会では予定価格が1,000千円を超える契約であっても三重県会計規則第73条が準拠する地方自治法施行令第167条の2第1項に列挙された事由に該当する場合には一般競争入札によらず、随意契約により契約を締結することができるものとして処理している。

そのため、三重県営総合競技場の指定管理業務の再委託契約について予定価格1,000千円以上の委託業務については原則として一般競争入札により契約を締結すべきであるが、予定価格が1,000千円を超える委託業務であっても随意契約により契約を締結している委託業務が3業務把握された。当該業務に関して随意契約により契約を締結している理由の確認を実施したところ、地方自治法施行令167条の2に列挙された事由に該当するか不明確であった。中には契約時に見積書も入手せず、契約を締結している案件も1件把握された。

これらの委託業務を随意契約とする理由は下記のとおりであった。

#### (ア) 自家用電気工作物の保安業務

三重県総合競技場の建設時に導入した業者が作製したものであるため、他の業者では適切な保安業務ができないと判断し、随意契約により契約を締結している。

#### (イ) 警報警備機器等による警備業務

警報警備機器を導入した業者が警備を行うことが適切と判断している点に加え、仮に警備業務を請け負う業者を変更した場合には警報警備機器の入れ替えが必要であるため、一般競争入札によても現在担当している業者より安価で適切な警備を行うことは考え難いと判断し、随意契約により契約を締結している。

#### (ウ) 大型表示設備の保守点検業務

陸上競技場に設置されている大型表示設備を導入した業者が引き続き保守点検を行うことが適切であると判断し、設置以来随意契約により契約を締結している。

いずれも原則として、一般競争入札により委託する業者を選定すべきものであると考えられるため、一般競争入札によらないのであれば、他の業者による受託の可否について複数の業者に見積を依頼する等見積合わせを行うなど、随意契約理由の裏付けとなるような検討を実施したことを明確に文書として残しておくべきである。

### (4) 利用料金の減免について【結果】

利用料収入の管理台帳を閲覧したところ、減免の対象となっていない団体の構

#### 【県教育委員会の対応】

・平成22年1月25日、指定管理者に対し、管理業務の再委託に関して、予定価格1,000千円以上の案件については、指定管理者において一般競争入札により契約を行うことを原則としていることから、随意契約により締結する場合は説明責任が果たせるよう、適正かつ具体的な理由に基づいて事務処理を行うことを指示するとともに、契約時に見積書を微取せずに締結していた案件については、今後このような事務処理を行うことがないよう留意することを指示しました。

#### 【指定管理者の対応】

・管理業務の再委託については業務内容の規模・性質等を十分踏まえ、契約形態を見直すとともに、平成22年度から原則として競争入札により契約を行い、やむを得ず随意契約による場合は、理由について具体的かつ明確な記述による文書として残し、透明性及び公平性の確保に努めています。また、見積書の微取をはじめ、契約事務全般について適正な処理の徹底を図ります。

教育委員会  
(財) 三重県  
体育協会

教育委員会

成者のトレーニングセンターの使用料を県との協議を行わないまま実行していた。この使用料の減免措置を行う場合には、事前に県との協議が必要である。したがって、減免を実行する場合には、県との協議を行った上で基本協定書に減免する対象として規定するか又は、料金表にも減免対象団体として記載するか、あるいは、減免の対象から外すことで他の利用者との利用料金との平等性を確保するか、いずれかの対応をとることが必要である。

・平成22年1月25日、指定管理者に対し、減免対象でない団体構成者の利用料金を県との協議を行わないまま減額していたことは、指定管理に関する協定書に反する行為に該当し不適切であるので、早期に是正を図ることを指示しました。

(財)三重県  
体育協会

#### (5) トレーニングセンターの利用時間管理について【意見】

トレーニングセンターの利用料金は時間単位で規定されているが、規定の時間を超過して利用している利用者がいる場合であっても追加料金の徴収が行われていない。トレーニングセンターの利用者の監督は主に利用者が券売機で購入した利用チケットを利用開始時に受付で受け取るのみであり、各利用者が何時間利用しているのか把握しておらず、利用時間に応じた料金の徴収が行えていない。実質的に1時間の利用券で何時間でも利用することが可能な状態となっている。

例えばトレーニングセンター利用者から利用チケットを受け取ると同時に利用者に開始時間を記入してもらい、退出する際に退出時間を記入してもらうことにより利用時間把握し、利用時間に応じた利用料金を收受することが望まれる。

#### 【県教育委員会の対応】

・平成22年1月25日、指定管理者に対し、トレーニングセンターの利用時間管理について、利用者サービスの低下につながらない範囲で利用時間の把握ができるよう、事務処理の改善を図ることを指示しました。

教育委員会  
(財)三重県  
体育協会

#### 【指定管理者の対応】

・トレーニングセンターの係員が、使用開始時刻等を用紙に記入するなどにより、現在の利用状況の把握を行いました。その結果、利用者の利用時間について、ほぼ全員の利用者が1時間以上であり、1時間以内の利用者は皆無であることが判明しました。このことから、利用料金及び使用時間の規定について見直す必要があるため、利用状況や利用者の使用方法から判断したうえで、県と協議し、利用規定の見直しについて検討していきます。

#### (6) トレーニングセンターの定期券及び回数券の管理について【意見】

トレーニングセンターの定期券及び回数券は三重県体育協会が作成しているがこれらは継続的な受払記録である管理簿との照合が行われていない。

定期券や回数券はトレーニングセンターの利用が可能な金券であるうえに定期券や回数券を自ら作成しており、作成後に連番による管理もなされていないため職員により着服され、不正に利用される可能性がある。

作成した定期券や回数券には連番を付し、作成・交付状況を連番により管理す

#### 【県教育委員会の対応】

・平成22年1月25日、指定管理者に対し、トレーニングセンターの定期券及び回数券は金券に相当するものであると再度認識を徹底し、連番を付して管理することで担当者以外の者がいつでも照合できるよう、事務処理の改善を図ることを指示しました。

教育委員会  
(財)三重県  
体育協会

べきである。さらに作成している管理簿の記帳者以外の者が現物と管理簿の照合を定期的に行い、不正に着服されることの無いような体制づくりが望まれる。

#### 【指定管理者の対応】

- 定期券及び回数券の帳簿との番号照合については、これまで作成枚数と発券枚数を帳簿との照合のみで点検を行い、不正等の課題はありませんでしたが、指摘事項の課題を含んでいるため、現在、番号を記載し、帳簿照合を行うようにしました。今後は、さらに照合整理しやすい方法について、検討していきます。

#### (7) 預金残高の確認について【結果】

「財団法人三重県体育協会会計規程」(以下「体育協会会計規程」とする)の第33条において、「出納員は、毎月末、預貯金について指定金融機関の残高証明書の残高と帳簿の残高とを照合しなければならない」と定められているが、現状においては、毎年度末のみ帳簿上の預金残高と金融機関発行の残高証明書との照合が行われており、毎月末には入手されていなかった。このことは、「体育協会会計規程」に反している。

しかし、管理面からは、毎月末においては、預金通帳の記帳が漏れなくされていれば預金通帳と帳簿との照合で手続として足りると考えられる。また、費用面を考慮しても、一般的には残高証明を金融機関から入手するには毎回手数料がかかることになる。

以上のことからすれば、現状として「体育協会会計規程」違反としての指摘はあるが、費用対効果の観点からは、むしろ、現状の「体育協会会計規程」の第33条を実務に合わせて改訂することが望まれる。

#### 【県教育委員会の対応】

- 平成22年1月25日、指定管理者に対し、(財)三重県体育協会の会計規程で定める毎月末の帳簿上の預金残高と金融機関発行の残高証明書との照合について、実務との整合を図り不要とする方向で改訂を検討することを指示しました。

教育委員会

(財)三重県  
体育協会

#### (8) 料金収受業務のマニュアル化について【意見】

料金収受をはじめとする日常の出納業務については、各担当者の経験に委ねられており、マニュアルや手順書といった形での文書化がなされていなかった。

今回の調査に当たって、料金収受業務についてヒアリングを実施したところ、手続的には過不足なく行われているという印象であった。しかし、仮に他の職員が実施した場合に同等の手続が担保されるかどうかという点については、不安が残ると言わざるを得ない状況である。

したがって、料金収受業務について、マニュアルや手順書といった形での文書化することが望まれる。

#### 【県教育委員会の対応】

- 平成22年1月25日、指定管理者に対し、現在行っている現金収受業務に関する手順を整理し、マニュアル(手順書)を作成することを指示しました。

教育委員会

(財)三重県  
体育協会

#### 【指定管理者の対応】

- 現在使用している方法を整理し、全職員が可能となるように、マニュアルを作成しました。今後は、作成したマニュアルに基づいて業務を行っていきます。

#### (9) 日常点検の文書化について【意見】

体育館や周辺施設において、毎日戸締り等、日常的に点検がされているが、各担当者の経験に委ねられており、チェックリスト等文書での点検の痕跡が残されていなかった。

日常の点検業務についてヒアリングを実施したところ、手続的にはほぼ決まった項目につき、担当者による点検が行われており、異常があった場合には日報に

#### 【県教育委員会の対応】

- 平成22年1月25日、指定管理者に対し、日常の点検業務について、現状の対象項目を整理したうえでチェックリストを作成し、それを使用して実施することを指示しました。

教育委員会

(財)三重県  
体育協会

記入しているとのことであった。しかし、仮に他の職員が実施した場合に同等の手続が担保されるかどうかという点については、不安が残ると言わざるを得ない状況である。

したがって、日常点検業務について、チェックリスト等の形での文書化することが望まれる。

【指定管理者の対応】

・現状実施している内容を整理し、マニュアルを作成しました。今後は、作成したマニュアルに基づいて業務を行っていきます。。

## **6 平成20年度包括外部監査結果（教育委員会関係）に対する 対応結果について**

### **1 実施テーマ**

「情報システムに係る財務に関する事務の執行」

### **2 監査結果概要（別紙参照）**

コンピュータ及び通信を中核とした情報システムは、自治体運営にとって不可欠のものであり、経済性、効率性が求められるだけでなく、事故等によりその機能が麻痺した場合、行政や県民生活に大きな損失を与えるおそれがあるだけではなく、情報セキュリティに不備があると、個人情報など重要な情報が漏洩する可能性もあることから、県全体で11のシステムが選定され監査が実施されました。

教育委員会においては、学校情報「くものす」ネットワークが選定され、調達の適切性やセキュリティ等について結果や意見をいただきました。

### **3 対応結果（別紙参照）**

指摘された事項について、対応方針のとおり、是正が可能なものは平成20年度及び平成21年度中に措置を講じ、対応に時間を必要とする指摘についても、平成23年度中に措置する予定です。是正すべき事項について措置を講じるとともに、改善状況について確認をしていきます。

### **4 今後の予定**

平成22年4月 対応結果の公報登載

## 平成 20 年度 包括外部監査結果に対する対応

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
II. 情報システム毎の結果及び意見		
9. 学校情報「くものす」ネットワーク		
(1) SLA 導入の検討【意見】		
<p>学校情報「くものす」ネットワークシステム運用支援委託業務に関しては平成 19 年 4 月より 3 年契約を行っているが、SLA（サービスレベル協定）導入に関する特段の検討はなされなかったとの事であった。</p> <p>平成 19 年 6 月に策定された三重県情報システム調達(入札・契約)ガイドラインにおいては、情報システム調達のなかでも、同一性の高いサービスが反復・継続的に提供される運用・保守の工程を中心として委託費用の対価として、対応時間や実施数量など計測可能な条件が設定でき、かつその設定が合理的である場合においては SLA 導入の検討が求められている。</p> <p>学校情報「くものす」ネットワークシステム運用支援委託業務についてはヘルプデスク作業を中心としていることから、比較的 SLA 導入になじむものと推測されるため、今後の運用支援委託業務契約締結を実施する際には提供を受けるサービスの内容等を勘案したうえで SLA の導入が可能かどうかを検討することが望ましい。</p>	<p>本年度一般競争入札で調達契約を行った運用支援委託業務契約に SLA を導入しました。</p>	教育委員会
(2) リース期間の検討【意見】		
<p>学校情報「くものす」ネットワークシステムに関する機器の調達に関して、平成 17 年度における学校情報「くものす」ネットワークシステム用パソコン等の賃貸借契約（契約期間は平成 22 年度まで）、平成 18 年度における学校情報「くものす」ネットワーク用サーバ及び端末等の賃貸借契約（契約期間は平成 23 年度まで）のそれぞれについてリース開始及び終了期間が異なっていたため質問を実施したところ、当初締結していたリース契約の終了に伴うタイミングで更新を実施したためリース開始及び終了期間に違いが生じたとの事であった。</p> <p>どちらも主たる内容は三重県の事務作業効率化としての施策である「1 人 1 台パソコン」の整備の一環として県立学校の教職員が 1 人 1 台パソコンを使用するためのパソコン機器類についてリースによる調達を行っているものであり、リース契約として別年度に契約する必要性があるものではない。</p> <p>特にパソコン機器類については OS のバージョンを統一して品質を一定にする</p>	<p>現行の賃貸借契約のうち、平成 17 年度契約分については 1 年間のリース延長を行うことにより、平成 18 年度契約分と合わせて平成 23 年度（平成 24 年 2 月）に一括して調達を実施する予定です。</p>	教育委員会

という面や調達規模を大きくすることによって調達コストの低減が可能になると  
いう面からもリース期間を調整したうえで一括調達することが望ましいと考えら  
れる。

担当室としても次回の機器類の調達実施時においては先行して契約しているパ  
ソコン機器類についてはリース期間の延長を行った上で一括調達を実施する予定  
とのことであり、当該方針に基づいて調達が実施されることが期待される。

#### (3) 《再掲》特権 ID のパスワードの定期的な変更【結果】

「情報セキュリティ対策基準」において、パスワードの定期的な変更が定めら  
れている。しかし、学校情報「くものす」ネットワークにおいて、サーバの特権  
ID はシステムの導入時以降、変更されていない。パスワードは時間をかけて推測  
することで解読することが可能であることから、月日が経つにつれて強度が弱く  
なる性質を持つ。パスワードを定期的に変更することによって強度はリセットさ  
れ、強度を回復させることができるが、長期間変更が実施されない場合には強度  
は低下し続け、第三者によって推測される可能性が高まる。

なお、パスワード強度は、パスワードの定期的な変更以外にも、パスワード文  
字数を増やす、設定するパスワードに文字や数字、記号を組み合わせる等により  
維持される。

今回の意見を踏まえ、サーバの特権 ID のパスワード  
を変更しました。今後についても、「三重県情報セキュ  
リティ対策基準」に基づき、定期的にパスワード変更を行っていきます。

教育委員会

#### (4) サーバ OS に対する修正プログラムの適用【意見】

学校情報「くものす」ネットワークは平成 13 年 3 月に導入されているが、導入  
以来、先生用・生徒用サーバの OS に対する修正プログラムやセキュリティパッチ  
の適用を行っていない。

なお、先生用・生徒用サーバは DNS 及び DHCP の機能を有しており、同サーバ  
で利用されている OS では平成 13 年 3 月のシステム構築時以降に幾つかのセキュ  
リティパッチが公開されている。

先生用・生徒用サーバへの修正プログラムやセキュリティパッチは、業務アプ  
リケーションへの影響を考慮し適用しないとの方針であるが、システムの導入か  
ら月日が経過しており、その間に複数の修正プログラムやセキュリティパッチが  
公開されていること、またネットワーク上の主要な役割を担う機器であるのと同  
時に約 1 万台の端末が接続されたネットワーク上に接続されていることから、セ  
キュリティホールに対して攻撃されることを想定して適用を検討することが望ま  
しい。

今回の意見を踏まえ、先生用・生徒用サーバ全台につ  
いて修正プログラム等の適用を行いました。

教育委員会

#### (5) サーバラックの施錠【意見】

学校情報「くものす」ネットワークは、「情報セキュリティ対策基準」で定義す

今回の意見を踏まえ、セキュリティ管理レベルを強化

教育委員会

る重要性分類が「A」ランクの情報資産を保有していた。この場合、サーバ及び通信関連機器は「情報セキュリティ対策基準」で定義する「レベル1」以上の管理区域に設置することが求められている。「レベル1」とは、職員等が常駐しており、許可されていない者の立入りが認識できる状況であり、執務室等による管理が想定されている。サーバ及び通信関連機器の一部はサーバルームでサーバラックに搭載して管理されており、サーバルームは学校情報「くものす」ネットワークの運用保守業務を委託している外部委託事業者が常駐する執務室の奥に位置している。また、執務室の鍵は建物の管理者が所持しており、常駐している外部委託事業者は毎日鍵の貸与をうけて開錠し、帰宅時には施錠して返却している。しかし、サーバラックは施錠されていないことから、休日及び夜間に外部委託事業者が不在となる時には当該情報システムを管理する者以外であっても執務室に入室可能な者であればラックを開閉することができる環境にあった。

現状でもサーバルームへの入室者は限定されているものの、今後はより一層セキュリティ管理レベルを強化するためには外部委託事業者が帰宅する際にサーバラックを施錠し、外部委託事業者が不在時にシステムを管理する者以外がサーバ及び通信関連機器を触ることができないようにする望ましい。

#### (6) 外部委託事業者から提示される作業、及び金額の見積妥当性の検討【意見】

学校情報「くものす」ネットワークに関するネットワーク保守業務は、外部委託事業者に委託されている。業務委託契約前に外部委託事業者より契約金額の見積とその積算根拠が提示されたが、積算根拠の妥当性が十分に検討されていないと思われる箇所があった。

具体的には、積算根拠資料に個別の作業内容とそれに対する金額が提示されていたが、「ネットワーク運用支援」等の作業が「1式」となっており、具体的な作業工数や作業担当者に必要となる技術レベル、及び担当者の作業単価が明確になっていなかった。

外部委託事業者に対して、積算根拠資料の内容を詳細に示すよう求めることが望ましい。例えば、SE作業が必要になるものについては、具体的な作業工数と作業に従事する担当者に必要となる技術レベル、及び担当者の作業単価を明示するように求めることが対応として考えられる。それに加え、外部委託事業者の提示される積算根拠資料の内容を精査することが望ましい。精査の方法としては、外部委託事業者とミーティングの場を設け、個別の作業内容についてヒアリングを実施し、積算根拠について具体的に確認することが方法として考えられる。

また、検討結果を記録として残すことが望ましい。

するために、サーバラックの施錠を行いました。

今回の意見を踏まえ、前保守委託事業者とミーティングを行い、個別の作業内容について詳細なヒアリングを実施し、作業工数や作業担当者に必要となる技術レベル、及び担当者の作業単価等の積算根拠についても具体的に確認を行いました。また、このヒアリングを元に、費用を詳細に積算し、保守業務委託契約を締結しました。

なお、ミーティング等を含む仕様策定の検討内容については、検討過程を含めて記録に残しました。

教育委員会

## 7 審議会等の審議状況（平成21年11月24日～平成22年2月15日）

### 1 三重県教育改革推進会議

1 審議会等の名称	平成21年度第3回三重県教育改革推進会議
2 開催年月日	平成22年1月25日
3 委員	会長 山田 康彦 副会長 向井 弘光 委員 上島 和久 他17名（出席者20名）
4 諮問事項	次期の三重県教育振興ビジョン（仮称）の策定について
5 調査審議結果	<p>○地域別県民懇談会と中高生懇話会について、開催結果と意見の概要が報告され、意見交換が行われました。</p> <p>○教育振興ビジョン検討第1～第3部会から審議経過として報告された「特別支援教育の推進」「学力の育成」「豊かな心の育成」にかかる議論の骨子に基づき、それぞれ意見交換が行われました。</p> <p><b>【特別支援教育の推進にかかる審議概要】</b>  ノーマライゼーションの理念に基づく共生社会の実現を目指し、より地域に近いところで障がいのある子どもたちへの対応を進めていくという基本的・中期的な方向性を重視することが望ましい。一方、現在の子どもたちのニーズに応えるため、対応が求められている地域に特別支援学校の整備を進めていく必要がある。</p> <p><b>【学力の育成にかかる審議概要】</b>  少人数教育のさらなる推進等により、基礎的・基本的な学力の確実な定着を目指すとともに、知識・技能に加え、それを活かす力である問題解決能力、コミュニケーション能力等の育成に注力していくことが肝要である。</p> <p><b>【豊かな心の育成にかかる審議概要】</b>  コミュニケーション能力の育成、体験学習の活用、地域との連携等を重視していくことが望ましい。特に規範意識に関しては、子どもたちが自らの心を耕していくプロセスを大切にしつつ、最低限のルールを守れない場合は、毅然たる指導を行うことにより育んでいくことが望ましい。</p>
6 備考	次回開催日：平成22年3月19日 今後の予定：今後6回程度の推進会議と11回程度の部会を開催後、平成22年11月頃に審議結果を報告予定

1 審議会等の名称	三重県教育改革推進会議 第4回教育振興ビジョン検討第1部会
2 開催年月日	平成21年11月25日
3 委員	部会長 多喜 紀雄 委 員 上島 和久 他8名 (出席者8名)
4 諒問事項	特別支援教育の今後のあり方について
5 調査審議結果	<p>○特別支援教育の今後のあり方についてこれまでの審議を総括する審議が行われました。</p> <p>【審議概要】</p> <p>地域で共に学び、共に生きる教育の推進を基本に、幼稚園から高等学校まで各学校における体制整備、就学前からの支援体制の充実、個別の教育支援計画等の作成・活用の推進、進路指導の充実、交流及び共同学習の推進などを行っていくことが必要である。</p> <p>○特別支援学校の整備、特に、地域における特別支援学校のあり方、特別支援学校整備第二次実施計画について、意見交換が行われました。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東紀州地域については、地域の実態や地元の意向を踏まえ、特別支援学校の早期整備が望まれる。</li> <li>・寄宿舎は生活の場であるとともに、教育の場であるという二面性があり、それを踏まえて今後のあり方を検討していく必要がある。</li> </ul>
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県教育改革推進会議 第5回教育振興ビジョン検討第1部会
2 開催年月日	平成22年1月14日
3 委員	部会長 多喜 紀雄 委 員 上島 和久 他8名 (出席者10名)
4 諮問事項	特別支援教育の今後のあり方について
5 調査審議結果	<p>○特別支援教育の今後のあり方についての、これまでの審議を総括する審議が行われました。</p> <p><b>【審議概要】</b></p> <p>ノーマライゼーションの理念等に基づく共生社会の実現を目指し、より地域に近いところで対応を進めていくという基本方向を重視し、通級指導教室、特別支援学級、高等学校における特別支援教育の充実を図ることが重要である。一方で、今の子どもたちのニーズに応えるため、特別支援学校の意義を認め、必要な地域に整備を進めていくことが必要である。</p> <p>○特別支援学校の整備、特に、特別支援学校整備第二次実施計画について、意見交換が行われました。</p> <p><b>【主な意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時代変化の中で寄宿舎に求められるようになってきた「生活支援」の機能を、今後教育の中でどのように保障していくかを含め、今後のあり方を検討していく必要がある。</li> <li>・中勢、松阪、南勢地域に整備する特別支援学校の対象障がい種別を「知的障がい」と限定するのは、「複数障がい種別への対応」という方向性と整合しないため、修正の検討が必要である。</li> </ul>
6 備考	次回開催日：平成22年3月11日 今後の予定：今後21年度中に1回、22年度に3回程度の会議開催予定

1 審議会等の名称	教育改革推進会議 第2回教育振興ビジョン検討第2部会
2 開催年月日	平成21年12月17日
3 委員	部会長 川本 健 委員 杉浦 礼子 他9名（出席者9名）
4 諮問事項	学力の育成について 教員の資質の向上について 教員が働きやすい環境づくりについて
5 調査審議結果	<p>○「学力の育成」について、前回会議での議論を踏まえて再度意見交換が行われ、教育改革推進会議に報告するための「議論の骨子」が整理されました。</p> <p>【審議概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少人数教育のさらなる推進等により、基礎的・基本的な学力の確実な定着を目指すとともに、知識・技能を活かす力である問題解決能力、コミュニケーション能力等の育成に注力していくことが肝要である。</li> <li>・「学ぶ喜び」の伝達、挑戦のサポート、夢の育成、一人ひとりの意見の尊重、体験学習の重視・改善、地域・家庭との連携・協力等により、子どもたちの主体性・学習意欲を育んでいくことが重要である。</li> </ul> <p>○「教員の資質の向上」及び「教員が働きやすい環境づくり」の今後のあり方について、意見交換が行われました。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・採用時に資質・能力を見極める仕組みの充実を図り、人物重視の採用選考を行うことにより、情熱を持って取り組める人材を確保する必要がある。</li> <li>・教員の研修は、特に「授業の改善」を重視し、学校の授業にどう役立っているかを絶えず検証し、継続的に改善をしていく必要がある。</li> <li>・子どもたちの指導に直接関わらない「事務的な」業務を、外部人材を含めた他者がサポートしていくという方針を打ち出すことが望ましい。</li> <li>・教員が個人的に問題を抱え込むのではなく、チームやグループで知恵を出し合い、組織的に対応する仕組みを構築する必要がある。</li> </ul>
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県教育改革推進会議 第2回教育振興ビジョン検討第3部会
2 開催年月日	平成21年12月21日
3 委員	部会長 皆川 治廣 委員 奥田 清子 他9名 (出席者11名)
4 資問事項	いじめ問題・不登校児童生徒への対応について 豊かな心の育成について
5 調査審議結果	<p>○「いじめ問題・不登校児童生徒への対応」の今後のあり方について、意見交換が行われました。なお、専門家の立場からNPO法人フリースクール三重シューレ石山代表に来ていただき、ご説明、ご意見をいただきました。</p> <p><b>【主な意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの根本的な解消に向けては、子どもたちの人権感覚を高め、異質なものを取り込める力を育成する必要がある。</li> <li>・いじめ問題は教員個人ではなく、チームを形成して対応し、困難な場合には関係機関が連携してあたる必要がある。</li> <li>・不登校児童生徒の支援には、自己肯定感の獲得が最優先の課題であり、そのために「安心できる居場所」、「信頼し合える仲間」、「自己決定できる環境」が必要である。</li> <li>・不登校児童生徒の支援には、問題解決のために子どもの環境を変えることができるスクールソーシャルワーカーを配置することが望ましい。</li> </ul> <p>○「豊かな心の育成」について、前回会議での審議を踏まえて、再度意見交換が行われ、教育改革推進会議に報告するための「議論の骨子」が整理されました。</p> <p><b>【審議概要】</b></p> <p>豊かな心の育成に向けては、コミュニケーション能力の育成、体験学習の活用、地域との連携等を重視していくことが望ましい。特に規範意識に関しては、子どもたちが自らの心を耕していくプロセスを大切にしつつ、最低限のルールを守れない場合は、毅然たる指導を行うことにより育んでいく必要がある。</p>
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県教育改革推進会議 第3回教育振興ビジョン検討第3部会
2 開催年月日	平成22年2月12日
3 委員	部会長 皆川 治廣 委員 奥田 清子 他9名 (出席者6名)
4 諮問事項	いじめ問題・不登校児童生徒への対応について 児童生徒の安全・安心の確保について 健康教育の推進について
5 調査審議結果	<p>○「いじめ問題・不登校児童生徒への対応」について、前回会議での審議を踏まえて、再度意見交換が行われ、教育改革推進会議に報告するための「議論の骨子」が整理されました。</p> <p><b>【審議概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの根本的な解消に向け、子どもの人権感覚を高めるとともに、「するを許さず、されるを責めず、傍観者無し」という対応を基本に置き、組織として、関係機関と連携しながら取り組んでいく必要がある。</li> <li>・不登校児童生徒の支援は、徹底して子どもの視点に立ち、必ずしも学校復帰ばかりにとらわれるのでなく、自己肯定感を回復するための支援、多様な生き方ができるシステムの構築を進めていくことが重要である。</li> </ul> <p>○「児童生徒の安全・安心の確保」の今後のあり方について、意見交換が行われました。</p> <p><b>【主な意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全教育は、実体験を取り入れるなど、心に働きかける教育手法を工夫していくことが重要である。</li> <li>・安全教育は、企業や関係機関との連携を強化し、その専門性を積極的に活用することが有効である。</li> </ul> <p>○「健康教育の推進」の今後のあり方について、意見交換が行われました。</p> <p><b>【主な意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体力づくりは、スポーツの楽しさ、競い合うことの充実感等を体感させるとともに、スポーツができる子を評価するような指導が大切である。</li> <li>・食育は、食を通じて、食材にたずさわる人たちの思い、匠の技、仕事に対する誇り、動物の命への感謝といった様々な学びを提供していくことが重要である。</li> </ul>
6 備考	次回開催日：平成22年4月12日 今後の予定：22年度に3回程度の会議開催予定

## 2 三重県地方産業教育審議会

1 審議会等の名称	平成21年度三重県地方産業教育審議会
2 開催年月日	平成22年2月5日
3 委員	会長 佐久間 裕之 副会長 小笠原 まき子 委員 鈴木 秀昭 他7名 (出席者7名)
4 諒問事項	本県職業教育の改善・充実のための推進計画について
5 調査審議結果	「本県職業教育の改善・充実のための推進計画」について協議しました。 (各学科に共通する内容及び農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉の学科別に協議) (主な意見) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業で教えることを吸収するためには、基礎学力が必要である。</li> <li>・ コミュニケーション能力は非常に大切である。このことを製造業に関わる生徒にも教えてほしい。</li> <li>・ 情報を得る能力、選択する能力を磨く教育が必要である。</li> <li>・ 職業教育のベースに消費者教育は重要である。企業人としても、これからは消費者の立場からの視点が必要である。</li> <li>・ 国際社会への対応として、外国語は職業人として必要な力である。高校から国際化に対応できる力を養ってほしい。</li> </ul>
6 備考	次回開催日：平成22年9月～10月頃（予定）

### 3 三重県障害児就学指導委員会

1 審議会等の名称	三重県障害児就学指導委員会
2 開催年月日	平成22年 1月18日
3 委員	会長 栗原 輝雄 副会長 樋口 和郎 委員 宇治 幸隆 他10名 (出席者13名)
4 諮問事項	平成22年度の特別支援学校新規就学予定者の障がいの実態等の調査及び学校指定に係る審議について
5 調査審議結果	市町教育委員会から提出された個々の幼児・児童・生徒の障がいの種別、程度及び観察・相談調書について調査を行い、県立の特別支援学校に就学することが適切であるかの判定と、学校指定に関する審議を行いました。 その結果、障がいの実態や教育的ニーズに応じ、90名の幼児・児童・生徒の学校指定を行いました。
6 備考	本年度の開催は終了 (ただし、県外からの転学等により、今後、審議を要する場合は、委員長が各委員と連絡をとり、適宜対応する。)

#### 4 三重県社会教育委員の会議

1 審議会等の名称	三重県社会教育委員の会議
2 開催年月日	平成22年2月8日
3 委員	座長 伊藤 近行 委員 馬場 宏 他5名 (出席者6名)
4 質問事項	本県における今後の社会教育のあり方について
5 調査審議結果	<p>今後、県教育委員会が推進していく社会教育振興施策の方向性について審議しました。</p> <p>審議の参考とするため、社会教育の有識者を講師に招き、社会教育の在り方について意見をいただきました。</p> <p>＜講師の意見＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「新たな公共」の形成に資する社会教育の展開が重要。</li> <li>学習成果を活かす社会とするため、地域エリア内の多様な主体が複合的ネットワークを構築する仕組みづくりがポイントとなる。</li> </ul> <p>＜委員の主な意見等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育の取組は、指導的な人をつくり、仲間をつくること。新しい社会の課題を解決できる人材をどのようにつくりていくかが重要である。</li> <li>・地域のすみずみまで行き届くネットワークをつくり、人材をつくる取組を広げていく必要がある。</li> </ul>
6 備考	次回開催日：平成22年3月（予定）

## 5 三重県文化財保護審議会

1 審議会等の名称	三重県文化財保護審議会
2 開催年月日	平成22年2月15日
3 委員	会長 八賀 晋 副会長 植木 行宣 委員 鈴木 嘉吉 他15名 (出席者18名)
4 質問事項	三重県指定文化財の指定等について
5 調査審議結果	<p>前回までに質問を受けた県指定候補文化財について、各担当分野の委員による現地調査報告をもとに審議し、県指定文化財としての答申を受けました。</p> <p>審議結果（答申）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県指定候補文化財 8件</li> <li>追加指定候補文化財 1件</li> </ul> <p>報告事項として、県指定文化財上げ馬神事について報告を行いました。</p>
6 備考	<p>次回開催日：平成22年9月（予定）</p> <p>今後の予定：県内各市町から推薦される平成22年度県指定文化財について、次回審議会で質問を行う予定です。</p>

## 6 三重県スポーツ振興審議会

1 審議会等の名称	平成21年度三重県スポーツ振興審議会
2 開催年月日	平成21年12月21日
3 委員	会長 鈴山 雅子 副会長 鶴原 清志 委員 石原 正敬 他12名 (出席者12名)
4 資問事項	「第7次三重県スポーツ振興計画(仮称)」の在り方について
5 調査審議結果	<p>「学校体育・スポーツの充実」「地域における生涯スポーツの推進」「競技スポーツの充実」「スポーツ振興の基盤の充実」等について、平成23年度からの次期計画策定に向けた意見が交わされました。</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの体力向上について、学校だけではなく、地域との連携など、社会全体として考えていく必要がある。</li> <li>・地域振興としてのスポーツや、健康づくりに重点を置いたスポーツなど、様々な視点でスポーツについて論議していく必要がある。</li> <li>・高齢社会を健康で元気に生きることや、仕事以外の生活の充実など、新たなスポーツの可能性について考える必要がある。</li> </ul>
6 備考	次回開催日：平成22年5月頃（予定）